



保育所

子ども・子育て支援新制度 令和2年度 説明テキスト

公定価格・向上支援費 延長保育事業・補足給付事業

令和2年 11 月版

こども青少年局保育・教育運営課

目 次

1	公定価格について.....	1
2	向上支援費について	40
3	延長保育事業について.....	61
4	実費徴収に係る補足給付事業について（給付対象施設向け）	73

*本資料内の単価等は、すべて案であり、市会での予算議決等を経て確定します。
あらかじめご了承ください。

資格証・免許状の提出について

雇用状況表に記載の有資格者については、給付担当へ資格証・免許状を提出していただく必要があります。また、資格証・免許状の登録年月日や授与年月日以前の期間は原則、有資格者として雇用状況表に記載することはできませんのでご注意ください。

1 提出日

令和2年4月3日（令和2年4月1日に在籍する職員について）

※年度途中で新しく雇用、又は配属する職員については、その職員が記載された最初の「雇用状況表」の提出までに送付をお願いいたします。

※令和元年度以前に在籍しており、既に資格証・免許状が提出済みの職員については、提出は不要です。

2 提出が必要な資格証・免許状

職種別に必要書類の提出をお願いします。 ※<別表-職種別必要書類>を参照

3 幼稚園教諭免許状について

幼稚園教諭免許状は、保育士証と異なり、有効期間又は修了確認期間が定められています。幼稚園教職員として配置基準に含めるためには必要に応じて更新手続きを行い、有効な免許を所持している必要があります。

※平成21年4月1日より教員免許更新制が導入されており、平成21年4月1日以降に授与された免許状（新免許状）には有効期限が定められています。平成21年3月31日以前に授与された免許状（旧免許状）には生年月日別に修了確認期限が定められており、更新には更新講習の受講等の手続きが必要になります。

<参考> 新旧免許状と有効期間・修了確認期限について

所持免許状	有効期間・修了確認期限
新免許状のみ H21.4.1以降授与	有効期間が免許状に記載 ※有効期間は授与資格を得てから10年間になります。 ※平成29年度に有効期限を迎える方はいません。（最も早い方で平成31年度）
旧免許状あり (新免許状所持の場合 も含む) H21.3.31以前に授与	生年月日別に修了確認期限が設定されており、現職の教員については <u>一定の期間内に更新講習を受講し、更新手続きを行う必要があります</u> 。 ※更新講習を受講し、更新手続きが完了した方については、幼稚園免許状と併せて更新講習修了確認証明書の提出をお願いします。

原則は上記の取扱ですが、一定の条件下で上記取扱いとは異なるケースもございます。詳しい内容は以下をご参照ください。

【参考】

『文部科学省 教員の免許に関するページ』 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm

『神奈川県 教員免許に関するページ』 <http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/10/61/>

4 保育教諭の免許・資格について

保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が必要となります。幼稚園教諭免許は、「3 幼稚園教諭免許状について」のとおり、有効期間や更新講習受講など、有効な免許とするために必要な手続きがあり注意が必要です。

幼保連携型認定こども園の保育教諭には、令和7年3月31日までの経過措置があり、どちらかの資格・免許が有効であれば保育教諭として扱うことが可能です。（その場合でも、保育士資格がない方は有効な幼稚園教諭免許状が必要です。）

令和7年度からは、保育士資格と有効な幼稚園教諭免許状を併有していないと配置基準に含める教職員になれませんので、保育士資格取得や幼稚園教諭免許の更新講習受講について教職員の方への御周知と資格・免許の管理をお願いいたします。

<別表-職種別必要書類>

職種	必要書類	備考
施設長 (保育所のみ)	①対象職員の履歴書 ②研修等受講修了書	①か②のどちらかを提出 ※①については、児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの <u>※施設長が変更になった場合は、再度提出をお願いします。</u>
保育士	保育士証 ※国家戦略特別区域限定保育士証を含む	・登録年月日より保育士として勤務可能 ・ <u>保母資格証明書、保育士資格証明書、試験合格通知書、指定保育士養成施設卒業見込証明書、保育士登録済通知書は保育士証等の代わりとはなりません。</u> ・新卒や保育士試験合格者について、 <u>雇用状況表に記載の時点で保育士証が申請中の方は、「保育士登録済通知書」等をご提出いただき、保育士証が到着次第、保育士証の提出をお願いします。</u>
看護師 (准看護師)	看護師免許証明 (准看護師免許証)	・登録年月日より看護師(准看護師)勤務可能
栄養士	栄養士免許証 (管理栄養士免許証)	・免許証記載年月日より栄養士(管理栄養士)として勤務可能
保健師	保健師免許証	・免許証記載年月日より保健師として勤務可能
幼稚園教諭	幼稚園教諭1種(2種)免許状 ※修了確認期限が過ぎている場合は更新講習修了確認証明書も提出	・ <u>幼稚園教諭免許状については、「3 幼稚園教諭免許状について」をご確認ください。</u>
保育教諭	①幼稚園教諭1種(2種)免許状 ※修了確認期限が過ぎている場合は更新講習修了確認証明書も提出 ②保育士証 ※国家戦略特別区域限定保育士証を含む	・ <u>幼保連携型認定こども園において、子どもの保育・教育に従事する方は、①幼稚園教諭免許状、②保育資証の双方を併有する必要があります。(2020年3月31日までは経過措置あり)</u> ※ <u>保育教諭の免許・資格及び経過措置については、「4 保育教諭の免許・資格について」をご確認ください。</u>

<雇用状況表記載の注意点>

有資格者としての雇用状況表への記載は、該当月1日以前の登録年月日・授与年月日となっている資格証・免許状を有する職員が対象となります。

【例】保育士(登録年月日:令和2年4月10日)

<保育士として雇用状況表へ記載>※雇用状況表は該当月1日の状態を記載

令和2年4月分 ⇒×

令和2年5月分以降 ⇒○

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、令和元年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和2年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

加算種別	加算項目	対象施設				挙証資料	提出時期
		保育所	幼稚園	認定こども園(1号)	認定こども園(2・3号)		
公定価格	副園長・教頭配置加算		○	○		履歴書	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	学級編制調整加配加算			○		-	-
公定価格	3歳児配置改善加算	○	○	○	○	-	-
公定価格	満3歳児対応加配加算		○	○		-	-
公定価格	講師配置加算		○	○		-	-
公定価格	休日保育加算	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
						休日保育利用児童実績報告書(写)	請求月分の請求書提出時に添付
公定価格	夜間保育加算	○			○	-	-
公定価格	チーム保育加配加算		○	○	○(2号)	-	-
公定価格	通園送迎加算		○	○		★通園送迎の実施状況がわかる資料	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	給食実施加算		○	○		★給食の実施状況がわかる資料 ★給食の実施形態の別がわかる資料 ※調理業務を委託する場合のみ	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	減価償却費加算	○			○	建物を整備又は取得する際の契約書類(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	賃借料加算	○			○	賃貸借契約書(写)□	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	チーム保育推進加算	○				-	-
公定価格	副食費徴収免除加算	○(2号)	○	○	○(2号)	副食提供状況報告書(参考様式) ※1号のみ	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	分園を設置している場合(減算項目)	●			●	-	-
公定価格	施設長を配置していない場合(減算項目)	●				-	-
公定価格	土曜日に閉所する場合(減算項目)	●			●	★土曜日共同保育年間計画書(届出・変更)(写) ※土曜日による共同保育を行うため、減算とならない日がある施設のみ	調整適用申請を行う当月15日まで
公定価格	主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合(減算項目)			●	●	★横浜市接続期カリキュラム「アプローチカリキュラム」(写)※項目④を適用する場合のみ	調整適用申請を行う当月15日まで
公定価格	年齢別配置基準を下回る場合(減算項目)		●	●	●	-	-
公定価格	配置基準上求められる職員資格を有しない場合(減算項目)			●	●	-	-
公定価格	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合				●	-	-
公定価格	定員を恒常的に超過する場合	●	●	●	●	-	-
公定価格	主任保育士専任加算	○				-	-
公定価格	主幹教諭等専任加算		○			★横浜市接続期カリキュラム「アプローチカリキュラム」(写)※項目⑤を適用する場合のみ	-
公定価格	子育て支援活動費加算		○			★子育て支援活動の実施状況がわかる資料	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	療育支援加算	○	○	○	○	-	-
公定価格	事務職員雇上費加算	○				-	-

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、令和元年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和2年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

加算種別	加算項目	対象施設				挙証資料	提出時期
		保育所	幼稚園	認定こども園(1号)	認定こども園(2・3号)		
公定価格	事務職員配置加算		○	○		-	-
公定価格	指導充実加配加算		○	○		-	-
公定価格	事務負担対応加配加算		○	○		-	-
公定価格	冷暖房費加算	○	○	○	○	-	-
公定価格	栄養管理加算	○	○		○	★加算対象者の雇用契約書(写) ※「配置」を適用する場合のみ	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	高齢者等活躍促進加算	○			○	高齢者等活躍促進加算申請書 高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表 加算対象者の雇用契約書(写)	令和2年12月末日まで
						高齢者等活躍促進加算報告書 高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表	令和3年3月16日まで
公定価格	施設機能強化推進費加算	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算申請書 申請製品がわかるカタログ、パンフレット等(写)	令和2年12月末日まで
						施設機能強化推進費加算報告書 取組みに要した経費がわかる領収書(写)等	令和3年3月16日まで
公定価格	小学校接続加算	○	○	○	○	小学校接続加算実施報告書 横浜市接続期カリキュラム「アプローチカリキュラム」(写)	令和3年3月16日まで
公定価格	第三者評価受審加算	○	○	○	○	第三者評価受審加算申請書	令和2年12月末日まで
						第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	令和3年3月16日まで
公定価格	施設関係者評価加算		○	○	○	施設関係者評価加算申請書	令和2年12月末日まで
						施設関係者評価加算報告書 自己評価及び施設関係者評価の実施状況がわかる資料(写) 公開保育の実施状況がわかる資料(写)	令和3年3月16日まで
公定価格	外部監査費加算		○	○	○	公認会計士又は監査法人との契約書等(写) 監査報告書(写)	令和3年3月16日まで ※監査報告書については作成次第速やかに
向上支援費	職員配置加算	○			○	-	-
向上支援費	職員配置加算(休日)	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	連携施設受諾促進加算	○	○	○	○	★連携実施(変更)届出書 ★地域型保育事業者と締結した連携に関する覚書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	保育者業務支援事業費助成	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成①	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成②	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成(休日)	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	アレルギー児童対応費	○	○	○	○	★アレルギー児童数報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	産休等代替職員雇用費	○	○	○	○	・産休等代替職員雇用費実績報告書 ・産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書(写) ・産休等職員の雇用契約書(写) ・産休等職員の妊娠証明書、医師の診断書又は母子健康手帳(写) ・出産日を証する書類(写) ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの(写)	加算適用申請を行う当月15日まで

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、令和元年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和2年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

加算種別	加算項目	対象施設				挙証資料	提出時期
		保育所	幼稚園	認定こども園(1号)	認定こども園(2・3号)		
向上支援費	障害児等受入加算	○	○	○	○	障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写) 医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写) ※どちらかあればよい	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	障害児等受入加算(休日)	○			○	障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写) 医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写) ※どちらかあればよい 休日保育利用児童報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	被虐待児童対応費	○	○	○	○	被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	看護職雇用加算	○	○	○	○	-	-
向上支援費	医療的ケア対応看護師雇用費	○	○	○	○	医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	外国人児童保育事業助成	○	○	○	○	外国人児童報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	保育補助者雇用経費	○			○	-	-
向上支援費	ローテーション保育士(保育教諭)雇用費	○			○	-	-
向上支援費	保育士育成促進費	○			○	保育士証(写)	-
向上支援費	第三者評価受審費助成	○		○	○	第三者評価受審加算申請書	令和2年12月末日まで
						第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	令和3年3月16日まで
延長保育事業費	延長保育実施加算(平日)	○			○	-	-
延長保育事業費	延長保育実施加算(土曜)	○			○	-	-
延長保育事業費	延長保育従事職員雇用費	○			○	-	-
延長保育事業費	調理人雇用費	○			○	-	-
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算	○			○	-	-
延長保育事業費	夜間保育所費	○				-	-
延長保育事業費	分園加算	○				-	-
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費	○			○	AB階層減免費内訳報告書	請求月分の請求書提出時に添付
延長保育事業費	延長保育実施加算(休日)	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
延長保育事業費	調理人雇用費(休日)	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算(休日)	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写) 休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日まで
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費(休日)	○			○	AB階層減免費内訳報告書 休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日まで
その他	補足給付	○	○	○	○	補足給付確認書 補足給付対象物品を購入した際の業者からの領収書等(写)	加算適用申請を行う当月15日まで

1 公定価格について

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

公定価格には基本分単価のほか、各事業所からの申請に基づき市が認定する加算がありますので、各項目について確認し、申請に必要な様式の作成と要件確認のための挙証資料の準備・作成等をお願いします。

<令和2年度の変更点について>

各加算の変更点については別紙をご覧ください。

(1) 人事院勧告を受けての単価改定

令和元年度の人事院勧告による国家公務員給与の改定を受けて、人件費に係る助成単価（基本分単価、処遇改善等加算Ⅰなど）が増額しました。単価変更の趣旨をご理解いただき、職員給与への反映をお願いします。

【施設長給与の適正水準について】

施設の健全な運営の観点から給付費に含まれる給与水準をお示しします。横浜市の地域区分を加味した給与水準です。

※下表は平成30年度の人事院勧告による改定を受けた水準となります。令和元年度の改定を受けた水準は現時点では示されておりません。

	全国版	横浜市版
所長	4,900,000 円	5,258,000 円
主任保育士	4,600,000 円	4,936,000 円
保育士	3,900,000 円	4,174,000 円
調理員等	3,220,000 円	3,455,000 円

この金額に、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費の金額を足した金額が、各施設（各職員）の給与水準です。

公定価格の各加算の単価については、本資料に掲載の

【参考資料】 公定価格単価表案（令和2年度単価案）

でご確認ください。

I 地域区分等

1 地域区分

施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定されています。
横浜市は、16/100地域 が適用されます。

2 定員区分

施設の利用定員に応じて17区分設定されており、利用定員（※）の合計人数に応じた区分を適用します。

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

（※）利用定員：給付対象とする利用者の定員。認可定員と一致することを基本とする。
認可定員：施設・設備や職員配置等に基づく定員

3 認定区分

利用子どもの認定区分に応じて区分を適用します。
（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）

4 年齢区分

利用子どもの満年齢に応じ、年齢別に4区分（0歳児、1～2歳児、3歳児、4歳児以上）を適用としますが、運用上、年度初日の前日における満年齢に基づき区分します。

（公定価格単価表調整額欄（注）の欄）に定める額が適用）

そのため、利用調整のクラス年齢同様、年度の途中で誕生日を迎えた場合でも、年度初日の前日の満年齢の区分を適用しますので、年度内での年齢区分の単価変更は生じません。

5 保育必要量区分

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用します。
（保育標準時間認定（11時間）、保育短時間認定（8時間））

II 基本部分

6 基本分単価

(1) 額の算定

地域区分等の各区分に応じた子ども1人当たりの月額単価で単価表に定められた額です。

基本分単価には、次の表の内容が含まれます。また、職員の管理費や子どものための保育費用も基本分単価に含まれます。

基本分単価において、充足すべき職員数を満たしたうえで、それぞれの加算等において求める職員数を充足することが必要です。

なお、国の公定価格における職員構成は（注）職員数の考え方のおりですが、横浜市では、国の保育士配置基準以上の配置を求めており、市配置基準の保育士を確保するために必要な経費を助成します。そのため、保育時間（11時間）は、市配置基準の保育士配置が必要です。保育時間（11時間）を超える時間帯の延長保育も同様に、市配置基準の保育士の配置が必要です。

<基本分単価に含まれる項目>

区分		内容
事務費	人件費 (注)	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③ 年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足してください。また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていることが必要です。

(ア) 保育士

① 年齢別配置基準

年齢区分	国の配置基準	市の配置基準
乳 児	3 : 1	3 : 1
1 歳 児	6 : 1	4 : 1
2 歳 児	6 : 1	5 : 1
3 歳 児	20 : 1 (※)	15 : 1 (※)
4歳以上児	30 : 1	24 : 1

(※) 国の質の改善事項で3歳児の配置基準の改善(15:1)が加算されることになり、横浜市でこれまで市の配置基準として15:1を求め、独自助成を加算していたものが、国の公定価格に含まれることになりました。

・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

② その他

a. 上記の他、利用定員90人以下の施設については1人加配

b. 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人を加配

c. 保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定

(当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当に充当しても差し支えない)

(イ) その他

①施設長

1人

(注) 施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で(注2)、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し(注3)、かつ給付費等からの給与支出があり、有給である者とする。

(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において福祉事務所・児童相談所の長及び職員・児童福祉業務に2年以上有給で携わった者、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修を受講し、修了した者等

(注3) 2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションに入っている場合は、その施設の所長として運営管理の業務に専従していないとみなします。

②調理員

2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))

③事務職員

1人(非常勤)(※施設長が兼務する場合や業務委託する場合は、配置不要)

④嘱託医・嘱託歯科医

Ⅲ 基本加算部分

7 処遇改善等加算 I

職員の経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。詳細は別途説明資料をご参照ください。

【処遇改善等加算 I 単価が設定されている加算項目】

- ◇ 3 歳児配置改善加算
- ◇ 休日保育加算
- ◇ 夜間保育加算
- ◇ チーム保育推進加算
- ◇ 主任保育士専任加算
- ◇ 療育支援加算
- ◇ 事務職員雇上費加算
- ◇ 栄養管理加算

8 3 歳児配置改善加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- 基本分単価の年齢別配置基準のうち、3 歳児に係る保育士配置基準を 3 歳児 15 人につき 1 人により実施している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第 4 号様式の 2)	
雇用状況表 (第 2 号様式の 2)	

(3) 加算額の算定

加算額は、児童一人あたりの一律の単価で算定されます。

(処遇改善等加算 I の適用あり)

9 休日保育加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 休日保育実施施設として横浜市に届出している。
- 横浜市休日保育実施要領で定める職員配置基準を満たしている。
- 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供している。
- 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである。

(2) 加算額の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
休日保育実施兼加算適用届出書 (第10号様式)	
休日保育利用児童実績報告書(第7号様式)	当該月の請求書に添付して提出

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び『休日保育実施兼加算適用届出書』により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下、「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

※延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4人と計算すること。

※休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

10 夜間保育加算

市が夜間保育所として設置認可した施設に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

夜間保育を実施している。

※「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。（処遇改善等加算Ⅰの適用あり）

11 減価償却費加算

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域(横浜市はB地域・都市部、(3)参照)に応じて減価償却費の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 保育所の用に供する建物が自己所有である。(注1)
- 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。
- 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていない。(注2)
- 賃借料加算の対象となっていない。

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も自己所有(本園または分園)の建物の延べ面積が施設全体(本園+分園)の面積の50%以上であること。

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、「建物の整備に当たって、整備費等の国庫補助金の交付を受けていない」に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である

上記①～③要件全てに該当する場合は、こども青少年局保育・教育運営課給付担当に事前にご相談ください。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
建物を整備又は取得する際の契約書類(写)	

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

横浜市は都市部に該当します。

※都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

12 賃借料加算

賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域(横浜市は a地域・都市部 (3) 参照)に応じて賃借料の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること (注)
- 賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助 (ただし、「認可保育所等設置支援事業の実施について」に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

※横浜市民間保育所賃借料補助を受ける施設については、国庫補助の導入により本加算の請求ができなくなる場合があります。

- 減価償却費加算の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の 50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も賃貸 (本園または分園) の建物の延べ面積が施設全体 (本園+分園) の面積の 50%以上であること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
賃貸契約書 (写)	賃貸契約に変更があった場合は、変更後の賃貸契約書 (写)

(3) 加算の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

横浜市は a 地域・都市部に該当します。

※加算額の区分 (4 区分 (a ~ d) × 2 区分 (標準・都市部))

※都市部: 4 月 1 日現在の人口密度が 1000 人/k m²以上の市町村

13 チーム保育推進加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 必要保育士数（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置している。
- キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること（注1）
- 職員の平均経験年数が 12年以上である。（注2）
- 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること

（注1）チーム保育体制の整備とは、Ⅱの6.（2）、（ア）の年齢別配置基準（3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準）を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。

（注2）職員の平均経験年数については、処遇改善等加算Ⅰにおける職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。（当該年度の経験年数が対象です。）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 （第4号様式の2）	
雇用状況表 （第2号様式の2）	
加算率認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）	令和2年4月3日までに提出をお願いします。

※平均経験年数について、処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定の通知が届くまでは各施設・事業所で「加算率認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」を基に算定してください。市の通知において平均経験年数に修正があった場合は、給付費の過誤再請求が必要になる場合があります。

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。
（処遇改善等加算Ⅰの適用あり）

(4) 実績の報告について

加算の適用を受けた施設は、年度終了後、加算額の実績や加算額の使途（保育士増員や職員の賃金改善）を明らかにしておくことが必要です。

※必要に応じて実績報告をしていただく場合があります。

なお、加算額の実績と（1）の要件に掲げる職員の賃金改善による支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てる必要があります。

14 副食費徴収免除加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

※免除対象者から副食費を実費徴収することはできません。

□副食費の徴収が免除されることについて、本市から通知がされた子どもがいる。

※副食費免除対象者は区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧をご確認ください。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども(注)に加算します。

(注) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもの数とします。

- ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39条。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する保育認定子ども
- ②特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の保育認定子ども
- ③保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども

IV 加減調整部分

15 分園の場合

分園を設置している場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整します。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

保育所の分園（「保育所分園の設置運営について（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知）」により設置された保育所分園。）を設置している。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第 4 号様式の 2)	

(3) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される「基本分単価及び処遇改善等加算 I」の額の合計に、地域区分等に応じた調整率（横浜市は 10 / 100）を乗じて得た額とします。（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てます。）

$$\text{単価（基本分単価＋処遇改善等加算 I）} \times 10/100$$

※分園を設置する施設における「基本分単価及び処遇改善等加算 I」の定員区分の適用にあたっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定します。（その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定）

16 施設長を配置していない場合

運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている施設長を配置していない施設に調整を適用します。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設長が以下のいずれかに該当する場合に適用します。

- 児童福祉事業等に2年以上従事した者（注1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でない（注2）。

（注1）児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において福祉事務所・児童相談所の長及び職員・児童福祉業務に2年以上有給で携わった者、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

（注2）同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修を受講し、修了した者等

- 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない。

※少なくとも1日6時間以上かつ月20日以上施設に勤務する者でなければ常時実際にその施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります。

※1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションに入っている場合は、その施設の所長として運営管理の業務に専従していないとみなします。）

- 給付費等からの給与支出がなく、有給でない。

- こども施設整備課において認可されている者でない。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調定の適用にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	

<参考>

施設長が要件を満たした場合には、下記必要書類をご提出ください。

必要書類	備考
1. 対象職員の履歴書	⇒1か2のどちらかを提出 ※1については、児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの
2. 研修等受講修了書	※施設長が変更となった場合には、再度提出をお願いします。

(3) 調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

17 土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整します。

※保育所については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所することは原則できません。その場合は、国より当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこととされています。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下のいずれかの要件に該当する施設について、調整を適用します。

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ）に係る保育の利用希望が無い（注1）などの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある（注2）。

本市に土曜日の開所時間が11時間未満である旨を届け出ている。

（注1）開所していても、保育の提供がない場合には閉所しているものとして取り扱います。

（注2）閉所日数は当月1日時点の状況により判断します。実際の実施状況（実績）によるものではありません。

※「利用者のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間のみ開所し保育を提供する場合」は、保育の利用希望があり、保育の提供があるものとして取り扱います。

※「保育の利用希望が無く保育を提供しない日」については開所・閉所を問わず、「閉所」扱いとなり、調整の適用対象となります。土曜日共同保育を実施している場合であっても、自園の子どもに対して保育の提供が行われていない場合は、閉所しているもの取り扱われます。（A園とB園との共同保育を、A園で実施するが、B園の在籍児しか利用がない場合、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。）

また、保育所等の本園と分園で土曜日共同保育を実施している場合は、保育所等の本園と分園は開所しているものとして取り扱います。

※開所時間の変更については、各施設・事業種別の「延長保育事業実施（変更）届」にて行ってください。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
土曜日共同保育年間計画書(届出・変更) (写)	

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される「基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、夜間保育加算」の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とします。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てます。）

単価（基本分単価＋処遇改善等加算Ⅰ＋3歳児配置改善加算＋夜間保育加算）
× 当該月の土曜日に閉所する日数に応じた割合（定員区分より異なる）

V 乗除調整部分

18 定員を恒常的に超過する場合

(注) ★令和2年度より適用あり※平成27～令和元年度は適用なし

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある。

(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	

(イ) 調整の適用を受ける施設について、下記のいずれかに該当する場合、調整の適用がなくなります。

指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合（注3）（注4）

地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均所在率が120%以上の状態にならないものと認められる場合（注5）

(注3) 見直し等が行われた日の属する月の翌月（ただし、月初日に見直しを行った場合は当月）から調整の適用がなくなります。

例 見直し等が行われた日が4月1日の場合は4月から、4月2日の場合は5月から調整の適用がなくなります。

(注4) 利用定員の見直しを行う際には、区役所にご相談のうえ、こども施設整備課へ報告を行ってください。

(注5)「公定価格加算・調整項目届出書」を提出した月から調整なしとなります。
ただし、翌月の月初在籍児童数が増え、在所率が「120%以上」であるこ
とが確認できた場合は、前月の申し出内容が誤りであったものと判断し、遡
って調整の適用対象となります。

※届出に疑義がある場合、個別に照会をさせていただく場合があります。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における「基本分単価から土曜日に閉所する場合（副食費徴収免除加算を除く。）」の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。

（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

VI 特定加算部分

19 処遇改善等加算Ⅱ

副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を加算します。

詳細は別途説明資料をご参照ください。

20 主任保育士専任加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している施設に加算します。

□主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置している。

【対象事業等】①～⑤から2つ以上実施していること

□① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること

□② 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が1人以上(見込み)いること

□③ 病児・病後児保育事業を実施していること

□④ 当該年度の月の初日に、乳児(0歳児)が3人以上利用していること

□⑤ 当該年度に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること

※①②④⑤については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	

(3) 加算額の算定

単価表に定められた基本額と、処遇改善等加算I単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

21 療育支援加算

障害児を実際に受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設について加算します。

主任保育士専任加算の対象施設であること。

障害児を月の初日に1人以上受け入れていること。

※障害児とは、対象児童の認定を受けていないが、「特別児童扶養手当」の受給対象児童（A区分）、又は障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センターが認めた児童（B区分）をいい、手帳等の公布の有無は問わない。

※当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、当該要件を満たしているものと取り扱う。

主任保育士を補助する者を、月60時間以上の勤務契約により直接雇用又は派遣により配置していること。

※補助する者は常勤・非常勤にかかわらず、資格の有無を問わない。

地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいること。

<取組の例示>

- ・施設を利用する、気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける
- ・地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける
- ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る
- ・障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実を図る

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表(第2号様式の2)	

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設（A区分）又はそれ以外の障害児受入施設（B区分）の別に定められた基本額と、処遇改善等加算I単価に加算率（％）を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数（合計）で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる）を児童一人あたりの単価とし、加算します。

22 事務職員雇上費加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を1つ以上実施している施設に加算します。

- 事務職員を施設あるいは法人本部に配置している。(施設長事務職員としての業務を兼務する場合又は業務委託する場合を含む)

(注) 施設長が兼務する場合又は業務委託する場合は、職員の配置は不要です。

【対象事業等】①～⑤から1つ以上実施していること

- ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8 時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11 時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること
- ② 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が1人以上(見込み)いること
- ③ 病児・病後児保育事業を実施していること
- ④ 当該年度の月の初日に、乳児(0歳児)が3人以上利用していること
- ⑤ 当該年度に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること
- ※①②④⑤については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表(第2号様式の2)	

(3) 加算額の算定

単価表に定められた基本額と、処遇改善等加算I単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

23 冷暖房費加算

冷暖房費について、所在する地域(※)に応じて全ての施設に加算します。
加算額は、地域の区分に応じた額で、横浜市は110円(その他地域)です。

24 栄養管理加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用（注1）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動（注2）を月1回以上行っている。

（注1）栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

（注2）食育等に関する活動とは、児童や保護者を対象とした食育に関する講座や食育活動等とする。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	
加算対象者の雇用契約書(写) ※(3) (ア)「配置」を適用する場合 のみ提出	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用開始日及び栄養士として雇用（<u>上記業務に従事していること</u>）する旨が確認できるものを提出願います。 ・初めて加算適用を受けようとする月に提出
施設へ赴いていることが確認できるもの（年間の指導計画表、園だより等） ※法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き継続的な指導を行っている「配置」の場合のみ提出	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて加算適用を受けようとする月に提出

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(ア) 配置（注1）

定められた基本額と、処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数（合計）で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(イ) 兼務（注2）

定められた基本額と、処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数（合計）で除して得た額を児童

一人あたりの単価とし、加算します。

(ウ) 嘱託 (注3)

定められた基本額に、各月初日の利用子ども数で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合をいい、「兼務」に該当する場合を除く。

(注) 「兼務」に該当する場合を除くとは、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員に当該栄養士が含まれていないことをいう。

※派遣の場合を含む

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合等をいう。

(例: 法人本部で雇用する場合 (ただし、法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」(「兼務」に該当する場合を除く) となる。)・調理業務を委託し、受託事業者に栄養士がいる場合)

Ⅶ 3月のみの加算項目

25 高齢者等活躍促進加算（旧：入所児童処遇特別加算）

（1）加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】のいずれかを実施している施設に加算します。

□高齢者等（注1）を市の職員配置基準以外に非常勤職員（注2）として雇用（注3）し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務（注4）を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象となりません。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えありません。

（注1）高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- iii 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）
- iv 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

（注2）非常勤職員の範囲・・・1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

（注3）雇用の範囲・・・雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

※業務委託による場合は加算対象外です。例：掃除業務を外部の会社に委託する場合

（注4）高齢者等が行う業務の内容の例示

利用子ども等との話し相手、相談相手、身の回りの世話（爪切り、洗面等）、通院、買い物、散歩
散歩の付き添い、クラブ活動の指導、給食のあとかたづけ、喫食の介助、洗濯、清掃等の業務
その他高齢者等に適した業務

【対象事業等】①から⑤でいずれかを実施していること

- ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの月の各週毎の最多利用児童数の平均（小数点以下第一位を四捨五入）が1人以上又保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、月の各週毎の最多利用児童数の平均（小数点以下第一位を四捨五入）が1人以上いること
- ② 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月（又は事業開始月）の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者が1人以上（見込み）いること
- ③ 病児・病後児保育事業を実施していること
- ④ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること
- ⑤ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児

童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること
 ※①②については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和2年12月末期限】

必要書類	備考
高齢者等活躍促進加算（申請・報告）書（第7号様式の1）	本加算対象者と雇用状況表記載職員との重複は年間を通じてできません。
高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳書（第7号様式の2）	提出時点では実績（4～11月）と雇用計画（12～3月）を記入
加算対象者の雇用契約書（写）	年齢や勤務時間、雇用開始日がわかるものを提出願います。

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。
 加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 令和3年3月16日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書（第4号様式の2）	
高齢者等活躍促進加算（申請・報告）書（第7号様式の1）	
高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表（第7号様式の2）	報告時においては、実際の勤務時間を記入してください。 ※3月のみは見込み時間を記入

(注) 申請書提出後、加算が「可」となった施設について、報告時と申請時の雇用時間内訳書（第7号様式の2）に記載の勤務時間が異なる場合は、下記の単価区分の変更がある場合は当該加算の対象外となることがあります。

(3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

26 施設機能強化推進費加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している施設に加算します。

- 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1・注2・注3）を行っている。

【対象事業等】①～⑤で2つ以上実施していること

- ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの月の各週毎の最多利用児童数の平均（小数点以下第一位を四捨五入）が1人以上又保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、月の各週毎の最多利用児童数の平均（小数点以下第一位を四捨五入）が1人以上のこと
- ② 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月（又は事業開始月）の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が1人以上（見込み）いること
- ③ 病児・病後児保育事業を実施していること
- ④ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること
- ⑤ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること
- ※①②については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費

取組に必要な経費の総額が、16万円以上見込まれること。16万円未満は対象外。経費の支払いは、当年度内に限る。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

【参考】	保育・教育で使用する	防災で使用する
機能を強化する	・テレビ・DVDレコーダー ・トランシーバー・拡声器等	・防災教材・防災ヘルメット ・LEDヘッドライト等
備えておくべきもの	・ベビーカー ・おんぶ紐 ・スコップ ・防災カーテン等	・非常食（備蓄） ・消火器 ・救急箱 ・懐中電灯等

※令和2年度の対象物品詳細については、年度途中に本市よりご連絡させていただきますので、内容をご確認の上、対象物品一覧より申請・購入をお願いいたします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和2年12月末期限】

必要書類	備考
施設機能強化推進費加算 (申請・報告)書(第8号様式)	
申請製品がわかるカタログ、パンフレット等	⇒製品名、金額及び製品のスペックが確認できるもの ※申請書の金額がカタログ等と異なる場合は、別途見積書等で申請書の金額が確認できるものが必要となります。

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。
加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 令和3年3月16日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
施設機能強化推進費加算 (申請・報告)書(第8号様式の1)	
取組みに要した経費がわかる領収書 (写)等	⇒製品名、金額が確認できるもの

(注) 申請書提出後、加算が「可」となった施設について、以下に該当する場合は当該加算の対象外となります。

- ・報告時に合計金額が16万円未満となっている場合
- ・申請時と異なる物品を購入された場合
- ・支払日(領収書の日付)が令和2年4月1日から令和3年3月31日以外になっている場合

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

27 小学校接続加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- 施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続の担当する業務が明確になっている。また、要録等の作成、送付、保存がされている。
- 幼保小連携に関する研修・研究会への参加、授業・行事の見学や参加、小学校との子ども及び教職員の交流活動、近隣の保育・教育施設との交流などを併せて年10回以上実施していること。(小学校との連携は少なくとも年1回以上実施すること)
- 小学校との接続を見通したアプローチカリキュラムを作成し実践していること。作成にあたっては「横浜版接続期カリキュラム令和2年度版 アプローチカリキュラム作成例」の様式を活用する。ただし、各施設で独自に策定しているアプローチカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることができる。現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわかる協議記録等の書類でも可能とする。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
小学校接続加算実施報告書 (第9号様式)	
「横浜版接続期カリキュラム 令和2年度版 アプローチカリキュラム」	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設で独自に策定しているアプローチカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることができる。 ・現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわかる協議記録等の書類でも可能とする。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

28 第三者評価受審加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿って、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。

※受審をした当該年度内に受審費用の支払いが済んでいるものに限りします。

※受審は令和2年度中に済んでいるが、支払日が令和3年4月以降になった場合は令和3年度に加算の対象となります。

※**加算の5年に1回の起算点**については、平成27年度又は令和2年度を起算点とします。
(平成28年度以降の新規開設園は開設した年度を起算点とします。)

ただし、**第三者評価の受審の5年に1回の起算点**については、平成25年度を起算点とします。
(新規開設園は開設した年度を起算点とします。)

※公定価格で加算する額とは別に、横浜市保育・教育向上支援費において、第三者評価を受審した場合の助成を行います。

<参照> 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が認証する評価機関一覧
<http://www.knsyk.jp/search/3hyouka/index.html>

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和2年12月末期限】

必要書類	備考
第三者評価受審加算(申請・報告)書(第5号様式)	申請時は、「2 受審費用について」は未記入です。

【手続き②報告 令和3年3月16日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書(第4号様式の2)	
第三者評価受審加算(申請・報告)書(第5号様式)	
受審費用の支払いに係る領収書(写)	<u>当該年度内に支払われたものに限り</u> ます

(注) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象となります。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	休日保育加算			夜間保育加算						
				処遇改善等加算			(注)	処遇改善等加算					
16/100 地域	20人	2号	4歳以上児 3歳児	+ + + + + + + + + + + + + + + + + +	+ + + + + + + + + + + + + + + + + +	+ + + + + + + + + + + + + + + + +	+ + + + + + + + + + + + + + + + +	+ + + + + + + + + + + + + + + + +					
		3号	1、2歳児 乳児						30,520	28,810	230 × 加算率		
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児						260,700	2,600 × 加算率	28,810	150 × 加算率	
		3号	1、2歳児 乳児						211人 - 279人 279,300	211人 - 279人 2,790 × 加算率	22,630	20,920	150 × 加算率
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児						316,700	3,160 × 加算率	20,920	110 × 加算率	
		3号	1、2歳児 乳児						280人 - 349人 316,700	280人 - 349人 3,160 × 加算率	18,680	16,970	110 × 加算率
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児						354,000	3,540 × 加算率	16,320	14,600	90 × 加算率
		3号	1、2歳児 乳児						279人 - 349人 354,000	279人 - 349人 2,790 × 加算率	16,320	14,600	90 × 加算率
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児						391,300	3,910 × 加算率	14,740	13,020	70 × 加算率
		3号	1、2歳児 乳児						279人 - 349人 391,300	279人 - 349人 2,790 × 加算率	14,740	13,020	70 × 加算率
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児						428,700	4,280 × 加算率	13,610	11,900	60 × 加算率
		3号	1、2歳児 乳児						280人 - 349人 428,700	280人 - 349人 3,160 × 加算率	13,610	11,900	60 × 加算率
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児						466,000	4,660 × 加算率	12,760	11,050	50 × 加算率
		3号	1、2歳児 乳児						350人 - 419人 466,000	350人 - 419人 3,540 × 加算率	12,760	11,050	50 × 加算率
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児						503,300	5,030 × 加算率	12,110	10,390	50 × 加算率
		3号	1、2歳児 乳児						420人 - 489人 503,300	420人 - 489人 4,280 × 加算率	12,110	10,390	50 × 加算率
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児						540,700	5,400 × 加算率	11,900		
		3号	1、2歳児 乳児						490人 - 559人 540,700	490人 - 559人 4,900 × 加算率			
101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児	578,000	5,780 × 加算率									
	3号	1、2歳児 乳児	630人 - 699人 578,000	630人 - 699人 6,300 × 加算率									
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児	615,300	6,150 × 加算率									
	3号	1、2歳児 乳児	700人 - 769人 615,300	700人 - 769人 7,000 × 加算率									
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児	652,700	6,520 × 加算率									
	3号	1、2歳児 乳児	840人 - 909人 652,700	840人 - 909人 8,400 × 加算率									
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児	690,000	6,900 × 加算率									
	3号	1、2歳児 乳児	910人 - 979人 690,000	910人 - 979人 9,100 × 加算率									
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児	727,300	7,270 × 加算率									
	3号	1、2歳児 乳児	980人 - 1,049人 727,300	980人 - 1,049人 9,800 × 加算率									
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児											
	3号	1、2歳児 乳児											
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児											
	3号	1、2歳児 乳児											
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児											
	3号	1、2歳児 乳児											

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	減価償却費加算		賃借料加算				チーム保育推進加算		副食費徴収 免除加算 副食費の徴収が 免除される子ども の単価に加算	分圏の場合		
				加算額		加算額				処遇改善等加算	+				
				標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部						
16/100 地域	20人	2号	4歳以上児 3歳児	+	7,100	7,800	+	a地域 15,800 b地域 8,700 c地域 7,600 d地域 6,800	17,600 9,700 8,400 7,500	+	22,730	+	220 × 加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児												
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	4,900	5,400	+	a地域 10,900 b地域 6,000 c地域 5,200 d地域 4,700	12,200 6,700 5,800 5,200	+	15,150	+	150 × 加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児												
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	4,300	4,700	+	a地域 9,800 b地域 5,400 c地域 4,700 d地域 4,200	10,900 6,000 5,200 4,600	+	11,360	+	110 × 加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児												
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	3,900	4,300	+	a地域 8,800 b地域 4,800 c地域 4,200 d地域 3,800	9,800 5,400 4,700 4,200	+	9,090	+	90 × 加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児												
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	3,200	3,600	+	a地域 7,200 b地域 4,000 c地域 3,500 d地域 3,100	8,100 4,400 3,800 3,400	+	7,570	+	70 × 加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児												
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,800	3,100	+	a地域 6,300 b地域 3,500 c地域 3,000 d地域 2,700	7,100 3,900 3,400 3,000	+	6,490	+	60 × 加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児												
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	3,200	3,500	+	a地域 7,100 b地域 3,900 c地域 3,400 d地域 3,000	7,900 4,300 3,800 3,400	+	5,680	+	50 × 加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児												
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,800	3,100	+	a地域 6,300 b地域 3,500 c地域 3,000 d地域 2,700	7,100 3,900 3,400 3,000	+	5,050	+	50 × 加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児												
91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,500	2,800	+	a地域 5,500 b地域 3,000 c地域 2,600 d地域 2,400	6,200 3,400 2,900 2,600	+	4,540	+	40 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													
101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,800	3,000	+	a地域 6,100 b地域 3,300 c地域 2,900 d地域 2,600	6,800 3,700 3,200 2,900	+	4,130	+	40 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,500	2,800	+	a地域 5,500 b地域 3,000 c地域 2,600 d地域 2,400	6,200 3,400 2,900 2,600	+	3,780	+	30 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,300	2,600	+	a地域 5,100 b地域 2,800 c地域 2,400 d地域 2,200	5,700 3,100 2,700 2,400	+	3,490	+	30 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,500	2,800	+	a地域 5,500 b地域 3,000 c地域 2,600 d地域 2,400	6,200 3,400 2,900 2,600	+	3,240	+	30 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,300	2,600	+	a地域 5,400 b地域 2,900 c地域 2,500 d地域 2,300	6,000 3,300 2,800 2,500	+	3,030	+	30 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,200	2,400	+	a地域 4,800 b地域 2,600 c地域 2,300 d地域 2,000	5,400 2,900 2,500 2,300	+	2,840	+	20 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,300	2,600	+	a地域 5,400 b地域 2,900 c地域 2,500 d地域 2,300	6,000 3,300 2,800 2,500	+	2,670	+	20 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,200	2,400	+	a地域 4,800 b地域 2,600 c地域 2,300 d地域 2,000	5,400 2,900 2,500 2,300	+	2,520	+	20 × 加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児													

(+ -)
× 10/100

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	施設長を配置していない場合		土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に超過する場合	
					処遇改善等加算	月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合		
16/100地域	20人	2号	4歳以上児 3歳児	26,360	+	260×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 79/100
		3号	1、2歳児 乳児				× 1/100	× 3/100	× 4/100	× 5/100	
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児	17,570	+	170×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 87/100
		3号	1、2歳児 乳児				× 1/100	× 3/100	× 4/100	× 5/100	
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児	13,180	+	130×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 96/100
		3号	1、2歳児 乳児				× 1/100	× 3/100	× 4/100	× 5/100	
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児	10,540	+	100×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児				× 1/100	× 3/100	× 4/100	× 5/100	
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児	8,780	+	80×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 90/100
		3号	1、2歳児 乳児				× 1/100	× 3/100	× 4/100	× 6/100	
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児	7,530	+	70×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児				× 1/100	× 3/100	× 4/100	× 6/100	
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児	6,590	+	60×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 89/100
		3号	1、2歳児 乳児				× 1/100	× 3/100	× 4/100	× 6/100	
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児	5,850	+	50×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 90/100
		3号	1、2歳児 乳児				× 1/100	× 3/100	× 4/100	× 6/100	
91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児	5,270	+	50×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 95/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		
101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児	4,790	+	40×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 95/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児	4,390	+	40×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 95/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児	4,050	+	40×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 97/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児	3,760	+	30×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 98/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児	3,510	+	30×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 98/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児	3,290	+	30×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 98/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児	3,100	+	30×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児	2,920	+	20×加算率	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(+ + +)	(~ (を除く。)) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児				× 2/100	× 3/100	× 5/100	× 6/100		

加算部分 2

主任保育士専任加算	基本額 (257,450 +)	処遇改善等加算 2,570 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算		
療育支援加算	A (49,870 +)	基本額 処遇改善等加算 490 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設		
	B (33,250 +)	基本額 処遇改善等加算 330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数			
事務職員雇上費加算 ㉑	(46,100 +)	基本額 処遇改善等加算 460 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算		
処遇改善等加算 ㉒	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算 - 48,860 × 人数 A ・ 処遇改善等加算 - 6,110 × 人数 B		1 各月初日の利用子どもの単価に加算 2 人数 A 及び人数 B については、別に定める		
冷暖房費加算 ㉓	1 級 地	1,780	4 級 地	1,230	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
	2 級 地	1,580	そ の 他 地 域	110	
	3 級 地	1,560			
除雪費加算 ㉔	6,090		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算 ㉕	152,680 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
高齢者等活躍促進加算 ㉖	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 3 月初日の利用子どもの単価に加算		
	800時間以上1200時間未満	760,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			
	1200時間以上	1,065,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算 ㉗	160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
小学校接続加算 ㉘	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算 ㉙	A (76,960 +)	基本額 処遇改善等加算 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設		
	B (50,000 +)	基本額 処遇改善等加算 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数			
	C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数			
第三者評価受審加算 ㉚	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

2 向上支援費について

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乘せして助成するものです。

助成項目（単価は基本的に月額です）

1－(1) 職員配置加算

保育時間(11時間)において市基準の保育士配置を確保するための経費です。

横浜市の保育士配置基準

児童の年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
児童：保育士	3：1	4：1	5：1	15：1	24：1

加配分の考え方

	1歳児	2歳児	4歳以上児
国基準	6：1	6：1	30：1
市基準	4：1	5：1	24：1

※ 3歳児を20：1から15：1にするための加算は公定価格に反映されています。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

横浜市基準の保育士配置基準を満たしている。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	

(3) 単価（下線部は単価変更箇所）

	児童一人あたり単価（定員等に関わらず一律同額）	
年齢 ※1	配置加算基礎分	処遇改善等加算 I 分※2
1 歳児	<u>37,800円</u>	370円
2 歳児	<u>15,100円</u>	<u>150円</u>
4・5 歳児	<u>3,780円</u>	30円

※1 年齢は、公定価格と同じく年度初日の前日における満年齢に基づく区分です。

※2 処遇改善等加算 I 分は、各単価に施設の平均経験年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率（%）を乗じて得た額とします。

1-(2) 職員配置加算（休日） ※休日保育実施施設のみ

休日保育を実施する際、市基準の保育士配置を確保するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、日曜日、国民の祝日および休日に横浜市基準の保育士を配置している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書（第1号様式の2）	
休日保育実施兼加算適用届出書（第10号様式）	

(3) 単価

公定価格の休日保育の加算額の休日等に保育を利用する年間延べ利用子ども数に応じた単価とする。

※加算率は、公定価格の加算率とします。

休日保育の年間延べ 利用子ども数（人）	職員配置加算 単価（円）	処遇改善等加算分（円）	事業費分（円）
～ 210	80,580	760 ×加算率	8,400
211 ～ 279	86,320	820 ×加算率	11,160
280 ～ 349	97,880	920 ×加算率	13,960
350 ～ 419	109,440	1,030 ×加算率	16,760
420 ～ 489	121,000	1,140 ×加算率	19,560
490 ～ 559	132,550	1,250 ×加算率	22,360
560 ～ 629	144,110	1,360 ×加算率	25,160
630 ～ 699	155,640	1,470 ×加算率	27,960
700 ～ 769	167,190	1,580 ×加算率	30,760
770 ～ 839	178,750	1,690 ×加算率	33,560
840 ～ 909	190,310	1,800 ×加算率	36,360
910 ～ 979	201,870	1,910 ×加算率	39,160
980 ～ 1,049	213,430	2,020 ×加算率	41,960
1,050 ～	224,950	2,130 ×加算率	42,000

2 連携施設受諾促進加算

地域型保育事業の卒園後の進級先の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当するための助成です。

(1) 加算の要件

以下の要件ア、イ、ウ又はア、イを満たす場合に加算します。

横浜市内の地域型保育事業と連携している場合のみ対象となります。(横浜保育室や横浜市以外の地域型保育事業との連携している場合は対象となりません。)

□ア 保育内容の支援（以下のうち3項目以上該当する）

- ・ 必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
- ・ 事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
- ・ 施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
- ・ 連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する
- ・ 連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
- ・ 連携施設との合同研修・職員交流を実施する
- ・ 連携施設への給食の提供を実施している

□イ 一時保育事業又は地域子育て支援※を実施している

□ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

※地域子育て支援の例

地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加（赤ちゃん教室や子育てサロン等）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
連携実施(変更)届出書 (第3号様式の2)	年度初めの請求時に提出及び支給条件に変更がある場合にも提出
地域型保育事業者と締結した連携に関する覚書(写)	年度初めの請求時に提出及び支給条件に変更がある場合にも提出

※上表の書類は、上記要件(受入等)を実施する側が提出する書類です。

(3) 単価(※複数施設と連携している場合も保育所1施設あたりの助成額は同じです。)

要件ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分：229,500円

要件ア、イ両方に該当する場合 B区分：114,750円

3 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担の軽減を図る施設に対し、保育業務の負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のために活用できる経費を助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- 月の初日に利用児童が1人以上いる。
- 保育支援者（保育士等の業務を支援する者）（注1）を施設に配置し、保育支援者が保育士等の負担軽減に資する業務に従事している（注2）。
- 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。
- 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。

（注1）「保育支援者」とは、保育に係る周辺業務を行う保育士資格又は幼稚園教諭免許を有しない者をいいます（保育補助者を除く）。

（注2）保育支援者の行う業務の内容の例示

- ・事務業務 ・保育整備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ・給食の配膳・あとかたづけ ・寝具の用意・あとかたづけ
- ・外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- ・園外活動時の見守り ・その他、保育士の負担軽減に資する業務

※ 『雇用状況表』の他の項目に記載の者及び『高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表』（旧：『入所児童処遇特別加算月別雇用時間内訳表』）の対象者と重複しないこと。

※ 保育支援者が事務業務を行う場合、基本分単価及び「事務職員雇上費加算」に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
雇用状況表(第2号様式の2)	

(3) 単価

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
100,000円	150,000円	200,000円	250,000円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員301人以上
300,000円	350,000円	400,000円	450,000円

4- (1) 食育推進助成

創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う施設に対して助成します。

(1) 加算の要件

以下の各要件を満たす施設に加算します。(加算要件は①と②で異なります)

① 自園調理している場合の利用定員に応じた助成

自園調理していること

※開所日全てにおいて、自園調理している必要があります。

※自園で調理員を雇用し、調理を実施していること、又は調理業務委託により、自園の施設内で調理していることが必要となります。

② 栄養士を雇用している場合の格付け加算

利用定員が41人以上で、1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の栄養士を雇用していること

※常勤換算はなく、1人で月の所定労働時間が120時間以上の栄養士が対象です。

※加算を受けることができる栄養士の人数は、利用定員41～150人までは1人、151人以上は2人が上限です。

※派遣による雇用も助成対象です。

※①の加算を調理業務委託で受けている場合は、委託している人が栄養士だとしても、②の栄養士を雇用している場合の格付け加算は対象外となります。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。※①、②共通

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書(第1号様式の2)	
雇用状況表(第2号様式の2)	

(3) 単価

① 利用定員数に応じて、調理人等雇用するための経費の助成			
※ () 内は国基準配置と合わせた人数			
・利用定員40人まで	91,500円	1人分(2人)	
・利用定員41～90人まで	183,000円	2人分(4人)	
・利用定員91人～150人まで	228,750円	2.5人分(4.5人)	
・利用定員151人以上	183,000円	2人分(5人)	
② 栄養士の格付け加算			
1人あたり35,200円			
・利用定員41～150人までは、 <u>1人まで</u>			
・利用定員151人以上は、 <u>2人まで</u>			
※栄養士の格付け加算は1人分公定価格化されたため、公定価格分を差し引き、 <u>2人分から助成</u>			

4-2 食育推進助成（休日） ※休日保育実施施設のみ

休日保育を行う際に、自園調理を行うための助成です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において、自園調理を行っている。

※自園で調理員を雇用する以外に、調理業務委託により、自園の施設内で調理している場合も助成対象（外部搬入及び弁当持参の場合は不可）とします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
休日保育実施兼加算適用届出書 (第10号様式)	

(3) 単価

(1施設あたり) 29,640円

5 アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- アレルギー対応マニュアルを作成し※1、マニュアルに沿って対応していること
- アレルギー児童の生活管理指導表※2が提出されていること
- 利用定員に対する対象児童（月初日時点）の割合が1%（小数点以下切り上げ）以上であること

※1 本市作成の『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』でも可です。

※2 生活管理指導表は、『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』に規定された様式で、全施設・事業共通です。

※ 生活管理指導表の提出日の属する月の翌月（ただし、提出日が月初日の場合、当月）から対象児童とします。

（例） 提出日が4月1日の場合は4月から対象、4月2日の場合は5月から対象

※ アレルギー対応が解除となった児童についても、区役所へ報告を行ってください。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

① 施設が所在する区福祉保健センターこども家庭支援課へ提出する書類

必要書類	備考
アレルギー児童数報告書（原本） （第2号様式）	当月15日までに提出 <u>※令和2年4月分については、下記期限までに提出</u>
アレルギー疾患生活管理指導表（写）	・アレルギー児童数報告書…令和2年4月末 ・生活管理指導表…令和2年3月末 <u>※保護者との協議を通じて1年に1回以上見直しが行われているかご確認ください。</u>

② こども青少年局 保育・教育運営課 給付担当へ提出する書類

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の2）	
アレルギー児童数報告書（写） （第2号様式）	区福祉保健センターへ提出したものの写し <u>※令和2年4月分については、4月末までに提出</u>

(3) 単価

利用定員に占めるアレルギー児童の割合により単価が異なります。

	定員150人以下	定員151人以上
1～9%	26,000円	52,000円
10～14%	52,000円	78,000円
15～19%	78,000円	104,000円
20%～	104,000円	130,000円

※小数点以下切り上げ

6 産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員（保育士・看護職・栄養士・調理師等）が出産や疾病のため有給で2週間以上療養する場合、その職員の職務を他の職員に行わせたり、代替職員を雇用したりするための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□施設で定める常勤職員（保育士・看護職・栄養士・調理師等）が、年次有給休暇ではない産休・病休を有給（全額支給）で取得し、期間が2週間以上継続すること

※助成対象の病休期間は最大で90日までです。

※令和2年4月1日以降の休暇・療養期間が対象になります。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
産休等代替職員雇用費実績報告書(第4号様式)	
産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書の写し	
産休等職員の雇用契約書等の写し等	雇用形態、勤務形態、勤務日数、勤務時間等がわかるもの（雇用契約書の写しでわからない場合は、休養前のシフト表等を追加で提出）
産休等職員の妊娠証明書、医師の診断書又は母子健康手帳の写し	出産予定日又は療養が必要な期間の記載のあるもの
出産日を証する書類	【産休の場合のみ】母子健康手帳でも可
産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの	

【注意】請求は休暇・療養期間が終了してから行います。ただし、休暇・療養期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとに請求します。

例) 休暇・療養期間が3月1日から4月28日の場合

3月1日から3月31日の分は、3月分として請求します。4月1日から4月28日の分は、4月分として請求します。

(3) 単価

休暇・療養している職員の休暇・療養前の勤務実態及び資格種別に応じた助成です。

職種	単価(時給)
保育士	1, 224円
看護職・栄養士・調理師	1, 156円
無資格(上記以外)	1, 056円

7- (1) 障害児等受入加算

「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児や特別支援児童、医療的ケアが必要な児童の保育・教育に必要な保育士を加配するための経費です。

※ 園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となります。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。

※『障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）通知書（写）』または『医療的ケア対象児童認定（変更）決定通知書（写）』の加配区分開始日の属する月の翌月（ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月）から助成します。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の2）	
障害児保育教育対象児童等加配区分認定 （変更）通知書（写）	【障害児・特別支援児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知の写し
医療的ケア対象児童認定（変更）決定通知書（写）	【医療的ケア対象児童の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知の写し

(3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。

	(対象児童1人あたり)	
標準時間認定 (11時間)	重度(1:1)	315,600円
	中度(2:1)	248,300円
	軽度(3:1)	161,200円
	特別支援	95,700円
短時間認定 (8時間)	重度(1:1)	229,500円
	中度(2:1)	180,600円
	軽度(3:1)	117,200円
	特別支援	69,600円

7-(2) 障害児等受入加算（休日） ※休日保育実施施設のみ

休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、区福祉保健センターが認定した障害児や特別支援児童、医療的ケアが必要な児童の保育に必要な保育士を加配するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。

(2) 加算の要件

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
障害児保育教育対象児童等加配区分認定 (変更) 通知書 (写)	【障害児・特別支援児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知 の写し
医療的ケア対象児童認定 (変更) 決定通知書 (写)	【医療的ケア対象児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知 の写し
休日保育利用児童報告書	当月分の請求書と同時に提出

(3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定

	重度 (1 : 1)	中度 (2 : 1)	軽度 (3 : 1)	特別支援
標準時間	102,250 円	80,440 円	52,220 円	31,000 円
短時間	74,350 円	58,510 円	37,970 円	22,550 円

8 被虐待児童対応費

虐待が疑われ、保育所等を利用する児童で、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認める場合に助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□区福祉保健センター長が被虐待児童と認めた児童が在籍している。

※『被虐待児保育教育対象児童認定（変更）決定通知書』の加配区分開始日の属する月の翌月（ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月）から助成します。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
被虐待児保育教育対象児童認定（変更） 決定通知書（写）	区福祉保健センターより送付された通知の 写し

(3) 単価

対象児童の入所日退所日に応じて日割りします。

(対象児童1人あたり) 229,500円

9 看護職雇用加算

看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の職員を雇用している場合に、保育士の雇用経費との差額相当分（格付け加算）を助成します。

対象：看護師（常勤・非常勤）、保健師（常勤・非常勤）、助産師（常勤・非常勤）
 准看護師（常勤・非常勤）

（1）加算の条件

以下の要件を満たす施設に加算します。

月 120 時間以上勤務の常勤の看護師、保健師、助産師、准看護師を雇用している。
 または月 75 時間以上勤務の非常勤の看護師、保健師、助産師、准看護師を雇用している。

※派遣職員も助成対象です。1人で月の所定労働時間が75時間以上又は120時間以上の看護職が対象です。

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	

（3）単価

1園あたり	
看護職格付け経費	(常勤) <u>89,600円</u>
(看護師・保健師・助産師・准看護師)	(非常勤) 57,600円

10 医療的ケア対応看護師雇用費

医療的ケアが必要な児童のためにすでに看護職が配置されている保育所に、さらに非常勤看護職を配置するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。
- 1 か月あたりの所定労働時間が 120 時間以上の看護職を雇用しており、さらに月の所定労働時間が 40 時間以上の医療的ケア対応看護職を雇用している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	
医療的ケア対象児童認定(変更) 決定通知書(写)	区福祉保健センターより送付された通知の写し

(3) 単価

(1施設あたり) 89,500円

11 外国人児童保育事業助成

外国人児童の処遇向上のため、保育士を雇用するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍）の割合が 20%以上（小数点以下切り捨て）である。
- 「40%～」の単価の助成を受ける場合、市基準保育士配置数に加え保育士が配置されていること

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

① 施設が所在する区福祉保健センターこども家庭支援課へ提出する書類

必要書類	備考
外国人児童数報告書（原本） （第1号様式）	

② こども青少年局保育・教育運営課給付担当へ提出する書類

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の2）	
雇用状況表 （第2号様式の2）	
外国人児童報告書（写） （第1号様式）	区福祉保健センターへ提出したものの写し

(3) 単価

外国人児童の入所率	
20%～39%	229,500円
40%～	459,000円

12 保育補助者雇用経費

「保育補助者」を雇用する場合の経費助成です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- 保育補助者を月 150 時間以上雇用している。
- 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。
- 保育補助者に保育士資格の取得を促している。
- 向上支援費加算状況等届出書（第 1 号様式の 2）の【実施計画①】（保育補助者の業務内容）と【実施計画②】（保育補助者の配置以外で、保育士の勤務環境改善に関する取組）に内容を記載している。
- ※ 「保育補助者」とは、保育士資格を持たず、保育士として配置基準に含めることができない職員のことをいいます。
- ※ 『雇用状況表』の「4 請求月初日の職員の雇用状況」①及び②、「6 栄養管理加算」、「7 食育推進助成②」、「11 療育支援加算」、「12 事務職員雇上費加算」及び「13 保育者業務支援事業費助成」の対象者並びに『高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表』の対象者と重複しないこと。
- ※ 複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間の合計が 150 時間以上につき 1 人分とみなします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第 1 号様式の 2)	
雇用状況表 (第 2 号様式の 2)	

(3) 単価

利用定員 100 人以下の施設は 1 人分まで、利用定員 101 人以上の施設は 2 人分まで
1 人あたり 188,000 円

13 ローテーション保育士雇用費

代休等のローテーション保育士を確保するための経費を助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□ローテーション保育士※が市の配置基準の必要保育士及びその他の加算保育士に加えて1名以上配置されている。

※ ローテーション保育士数は『雇用状況表』の「1 請求月初日の保育士数（有資格者のみ）」の「対象保育士数」から「2 基準の保育士数（有資格者のみ） 横浜市の基準による保育士配置 基準保育士数の合計」及び「2 基準の保育士数（有資格者のみ） その他加算の保育士」の「主任保育士専任加算、延長保育実施加算、チーム保育推進加算、外国人児童保育事業助成」の保育士数を除いた人数とします。

※ 上限人数は各施設の利用定員によって決まります。（最大5人まで）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書（第1号様式の2）	
雇用状況表（第2号様式の2）	

(3) 単価

人数	助成額【月額】			
	定員30人以下	定員60人以下	定員90人以下	定員91人以上
1人	244,800円	244,800円	244,800円	244,800円
2人	489,600円	489,600円	489,600円	489,600円
3人		719,100円	719,100円	719,100円
4人			948,600円	948,600円
5人				1,178,100円

※定員は2・3号の利用定員とします。

14 保育士育成促進費

保育士資格を有しない保育補助者に対し、保育士資格取得を促し、資格取得後も保育士として雇用する場合の経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件をすべて満たす場合に助成対象として対象者の勤務時間数に応じた金額を施設に加算します。

- 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して保育士として雇用している
- 上記の対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している
- ローテーション保育士（保育教諭）雇用費の上限人数を超えて、保育士（保育教諭）が配置されている

【支給対象期間】

保育士証の登録日の翌月を含む2年度間となります。

ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間となります。

(参考) 支給対象期間について

- 1 令和2年3月2日が登録日の場合（登録日の翌月を含むケース）
令和2年4月から令和4年3月まで
- 2 令和3年2月1日が登録日の場合（登録日の当月を含むケース）
令和3年2月から令和4年3月まで
- 3 令和3年2月2日が登録日の場合（登録日の翌月を含むケース）
令和3年3月から令和4年3月まで
- 4 令和3年3月2日が登録日の場合（登録日の翌月を含むケース）
令和3年4月から令和5年3月まで

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	
保育士証(写)	

(3) 単価

区分	勤務時間	単価【月額】
A区分	月160時間以上	1施設あたり 244,800円
B区分	月120時間以上	1施設あたり 183,600円

※対象者が複数いる場合には、契約している所定勤務時間の合計が月160時間又は月120時間となっていれば請求可。

15 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係る受審料に適用し、実際に要した額と公定価格における支給額との差額を支給します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。

公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、令和3年3月分の請求において、同時に請求を行うこと。

※加算の5年に1回の起算点については、平成27年度又は令和2年度を起算点とします。（平成28年度以降の新規開設園は開設した年度を起算点とします。）

ただし、第三者評価の受審の5年に1回の起算点については、平成25年度を起算点とします。（新規開設園は開設した年度を起算点とします。）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和2年12月末期限】

必要書類	備考
第三者評価受審加算（申請・報告）書 （第5号様式）	公定価格「第三者評価受審加算」の 必要書類と兼用

【手続き②報告 令和3年3月16日期限】

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の2）	
第三者評価受審加算（申請・報告）書 （第5号様式）	公定価格「第三者評価受審加算」の 必要書類と兼用
受審費用の支払いに係る領収書（写）	

(3) 単価

- ・ 1施設につき5年に1回60万円を上限に助成します。
- ・ 第三者評価受審費は、年額15万円が公定価格化されたため、上限助成額より公定価格分を差し引いた額を助成します。

3 延長保育事業について

子ども・子育て支援新制度においては、2・3号認定児童が利用する給付対象施設・事業者において、教育・保育給付認定区分に応じた保育時間を超える延長保育を実施することができます。

1 保育時間の考え方

(1) 保育時間（8時間）

保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、8時間とします。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯とすることを基本とします。

(2) 保育時間（11時間）

保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、11時間とします。

(3) 開所時間

延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とします。

2 延長保育の考え方

各施設・事業者において、保育時間の考え方に基づき、保育時間（8時間）と保育時間（11時間）を設定していただきます。

教育・保育給付認定区分によって、延長保育となる時間帯が異なります。

(1) 「保育短時間」認定の子ども

各施設・事業者が定める保育時間（8時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

(2) 「保育標準時間」認定の子ども

各施設・事業者が定める保育時間（11時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

3 延長保育の実施にあたって

(1) 職員配置

延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた市基準の保育士等を配置することとします。なお、「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」を適用する場合はその限りではありません。（詳細は別添QA33をご参照ください。）

(2) 間食・夕食の提供

原則として、間食・夕食の提供は以下のとおりとします。

18時30分を超えて19時までの延長保育を必要とする児童には間食を提供します。

19時を超えて19時30分までの延長保育を必要とする児童には間食あるいは夕食を提供します。

19時30分を超えて延長保育を必要とする児童には夕食を提供します。

4 延長保育事業の実施・変更の届出

延長保育事業の開始及び変更の際、「横浜市延長保育事業実施（変更）届」を所在区こども家庭支援課にご提出ください。

原則、変更適用月の1か月前までにご提出ください。ただし、年度当初（4月）から変更する場合は、原則前年度の8月末までにご提出ください。

5 利用要件

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。

利用する保護者は、事前に施設に申し込むこととします。

6 延長保育料の考え方

いずれの時間帯でも、延長保育料は月額 30 分あたり 1,700 円、10 日以内利用 30 分あたり 850 円をガイドライン（上限）とします。

延長保育料は、第二子は 50%減免、第三子は 100%減免（0 円）、A B 階層減免は 50%減免とします。なお、きょうだい区分（第一子や第二子等）や副食費徴収免除対象者の区分（「免除（A）」「免除（B）」「免除」等）、負担区分（A～E 階層）については、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

7 延長保育料のガイドライン

別紙のとおりです。

8 延長保育事業の助成制度（単価は、特別に記載の無い限り月額です。）

市独自助成の向上支援費は、11 時間までの保育に係る経費を助成するものです。延長保育事業実施にあたり、通常の保育から切れ目のない延長保育を実施するため、ローテーションのための保育士雇用経費や調理員雇用経費など必要な助成を行います。

(1) 延長保育実施加算

11 時間を超えて自施設で延長保育を実施している施設・事業者に対し、ローテーション保育士雇用費と施設管理費を助成します。

※分園を設置している場合、本園・分園とも 11 時間を超えて開所する必要があります。

※事業所内保育事業は地域枠の方の利用がある場合のみの助成とします。

ア 支給条件

11 時間を超えて開所し、市基準配置人数に加えて、1 名以上、次の者を雇用していること

保育所、小規模保育事業（A 型、B 型）、事業所内保育事業	保育士
認定こども園	保育教諭
小規模保育事業（C 型）、家庭的保育事業	家庭的保育者又は家庭的保育補助者

イ 単価

【保育所・認定こども園】

平日

開所時間 11 時間超 12 時間未満	212,300 円
開所時間 12 時間以上 13 時間未満	328,200 円
開所時間 13 時間以上 14 時間未満	479,900 円
開所時間 14 時間以上	595,800 円

土曜

開所時間 11 時間超 12 時間未満	40,410 円
開所時間 12 時間以上 13 時間未満	62,470 円
開所時間 13 時間以上 14 時間未満	91,380 円
開所時間 14 時間以上	113,440 円

【小規模保育事業、事業所内保育事業】

平日

開所時間	11 時間超 12 時間以下	212,300 円
開所時間	12 時間超	328,200 円

土曜

開所時間	11 時間超 12 時間以下	40,410 円
開所時間	12 時間超	62,470 円

【家庭的保育事業】

平日

開所時間	11 時間超	122,300 円
------	--------	-----------

土曜

開所時間	11 時間超	23,310 円
------	--------	----------

(2) 延長保育従事職員雇用費

各児童の利用実績（15分単位）をもとに年齢区分・時間帯に応じた単価を加算します。

ア 支給条件

延長保育の利用実績があること

横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保育料を徴収していること

イ 単価（延長保育1人あたり15分につき）

- ・延長Ⅰ（保育時間(11時間)）×1 ※短時間認定児童のみ
- ・延長Ⅱ（5:00～22:00）×1.25
- ・延長Ⅲ（22:00～24:00）×1.5
- ・延長Ⅳ（24:00～5:00）×1.6

【保育所・認定こども園】

年齢	延長Ⅰ	延長Ⅱ	延長Ⅲ	延長Ⅳ
0歳児	280円	350円	420円	450円
1歳児	210円	260円	320円	340円
2歳児	160円	200円	240円	260円
3歳児	50円	60円	80円	90円
4、5歳児	30円	40円	50円	60円

【小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業】

年齢	延長Ⅰ	延長Ⅱ
0歳児	280円	350円
1歳児	140円	180円
2歳児	140円	180円

【小規模保育事業（C型）】

年齢	延長Ⅰ	延長Ⅱ
0歳児	200円	250円
1歳児	200円	250円
2歳児	200円	250円

【家庭的保育事業】

年齢	延長Ⅰ	延長Ⅱ
0歳児	100円	130円
1歳児	100円	130円
2歳児	100円	130円

(3) 調理人雇用費

間食及び夕食を自園調理している施設・事業者に対して開所時間に応じて助成します。委託の場合も助成対象とします。

ア 支給条件

自園調理（委託含む）していること

※開所日全てにおいて、自園調理をしている必要があります。

※延長保育を実施している時間帯に、自園で調理員を雇用し、調理を実施している、又は調理業務委託により、自園の施設内で調理していることが必要となります。外部搬入は対象外です。

平日の閉所時刻が19時以降であること

イ 単価

閉所時刻	助成額
19時以降 19時30分まで	73,200円
19時30分超	97,600円

(4) 延長保育障害児等受入加算

児童が障害児等保育教育児童として決定し、かつ延長保育の利用登録をしている場合に1人あたりに助成します。

障害児保育教育児童、特別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童を対象とします。

ア 支給条件

区福祉保健センターによる対象児童の認定

日割りの利用申込者は対象外で、11日以上利用申込者を対象とします。

イ 単価

対象児一人につき

【保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業】

43,900円

【家庭的保育事業】

13,200円

(5) 夜間保育所費

夜間保育所に対して助成します。

ア 支給条件

夜間保育所として以下の認可を受けた施設であること

(ア) 開所時間が 12 時間以上であること

(イ) 開所時間が 24 時間であること

イ 単価

(ア) 229,500 円

(イ) 1,298,400 円

(6) 分園加算

平日に 12 時間以上開所している分園を持つ施設に助成します。

※本園及び分園の平日開所時間が 12 時間に満たない場合、常時分園を閉所して本園にて延長保育を実施する場合は対象外です。

ア 支給条件

平日開所時間が 12 時間以上

分園において延長保育を実施していること

※本園・分園ともに対象児童の年齢・人数に応じた市基準の保育士を配置（常時 2 名以上の保育士を配置することが原則ですが、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を適用する場合はその限りではありません。詳細は別添 Q A 3 3 をご参照ください。）することが必要です。

イ 単価

616,400 円

(7) 延長保育 A B 階層減免費

延長保育において、利用した児童の保護者から間食代や夕食代を徴収する際、副食費徴収免除対象者のうち「免除（A）」又は「免除（B）」、保育料の階層が A 階層又は B 階層の場合には基準の代金の半額（10 円未満の端数は切り捨て）を徴収し、その残り（10 円未満の端数は切り上げ）を助成します。

ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費とします。

日割りしている場合も対象です。

ア 支給条件

延長保育の利用実績があり、ガイドラインを上限とした実費徴収を行っていること

該当児童が「免除（A）」又は「免除（B）」、あるいは、A 階層又は B 階層であること

イ 単価

利用児童一人につき

間食代	1 月利用	1,250 円
	半月利用	630 円
夕食代	1 月利用	3,750 円
	半月利用	1,880 円

9 休日保育延長保育の助成制度

日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日」という）において、公定価格の「延長保育実施加算」の対象となる施設・事業者で、休日に 11 時間以上開所している施設・事業者に対し、休日の延長保育事業実施に当たり、必要な経費の助成を行います。

対象は保育所、認定こども園（2号・3号）、小規模保育A型及びB型、事業所内保育（地域枠）です。

(1) 延長保育実施加算（休日）

ア 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており、休日保育において、11 時間以上開所している施設・事業者に対し、ローテーション保育士雇用費と施設管理費を助成します。

※開所時間に応じて助成します。

※事業所内保育事業は地域枠の方の利用がある場合のみの助成とします。

イ 単価（月額、1施設あたりの単価）

【保育所、認定こども園（2号・3号）】

開所時間が 11 時間以上 12 時間未満	93,580 円
開所時間が 12 時間以上 13 時間未満	149,990 円
開所時間が 13 時間以上 14 時間未満	220,220 円
開所時間が 14 時間以上	276,630 円

【小規模保育事業A型及びB型、事業所内保育事業（地域枠）】

開所時間が 11 時間以上 12 時間以下	93,580 円
開所時間が 12 時間超	149,990 円

(2) 調理人雇用費（休日）

ア 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており、休日の延長保育時間において、間食及び夕食を自園調理している施設・事業者に対して開所時間に応じて助成します。調理業務委託の場合も助成対象とします。外部搬入及び弁当持参の場合は加算対象外です。

イ 単価（月額、1施設あたりの単価）

閉所時刻が 19 時以降 19 時 30 分まで	23,710 円
閉所時刻が 19 時 30 分超	31,620 円

(3) 延長保育障害児等受入加算（休日）

ア 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており、児童が障害児等保育教育児童として決定し、かつ休日の延長保育の利用決定をしている場合に 1 人あたりに助成します。

イ 単価（月額、1人あたりの単価）

14,220 円

(4) 延長保育 A B 階層減免費（休日）

ア 支給条件

休日の延長保育を利用した児童の保護者から間食代や夕食代を徴収する際、副食費徴収免除対象者のうち「免除（A）」又は「免除（B）」、保育料の階層が A 階層もしくは B 階層の場合には基準の代金の半額（10 円未満の端数は切り捨て）を徴収し、その残り（10 円未満の端数は切り上げ）を助成します。

ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費とします。

※延長保育の利用料については、別紙「延長保育料ガイドライン」のとおりです。

イ 単価

利用児童一人につき 1 回あたり

間食代	夕食代
60 円	190 円

延長保育料ガイドライン

1 延長保育料額（月額）※月曜～土曜日

(1) 単価

基本単価（11日以上利用）	30分あたり1,700円
10日以内利用	30分あたり850円

※30分単位で算定します。

※延長保育の設定時間が30分に満たない場合は、30分あたり金額から按分します。

例：延長保育の時間が15分→15分あたり月額850円

※ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業において、日割・時間割を設定することは可能です。

(2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) A B階層減免

2号：（副食費徴収免除対象者のうち）免除(A)(B)	50%減免
3号：A B階層	

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

2 延長保育 間食代・夕食代（月額）※月曜～土曜日

	間食代		夕食代	
	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用
2号：免除(A)(B)	1,250円	620円	3,750円	1,870円
3号：A B階層				
上記以外	2,500円	1,250円	7,500円	3,750円

※1人あたりの実費を上限とします。

3 延長保育料額 ※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

(1) 単価

1日30分あたり	80円
----------	-----

(2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) A B階層減免

2号：（副食費徴収免除対象者のうち）免除(A)(B)	50%減免
3号：A B階層	

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

4 延長保育 間食代・夕食代 ※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

	間食代	夕食代
	1日あたり	1日あたり
2号：免除(A)(B)	60円	180円
3号：A B階層		
上記以外	120円	370円

※1人あたりの実費を上限とします。

延長保育事業 Q & A

1 対象者について

1. 事前申し込みしていない人も使えるのか。

あらかじめ職員配置等の準備を行うことから、事前に申し込んでいただくよう市の利用案内で周知しています。

2. 延長保育の利用要件はどのように判断すればよいか。

延長保育事業の利用要件は、「延長保育時間帯に保育が必要であること」としており、児童福祉施設としての保育所の役割・目的や保育所保育指針の保護者に対する支援等、保育の必要性について施設長が判断することとします。

3. 育児休業中の人も延長保育料を支払えば、延長保育を利用できるのか。

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。育休特例で入所中の方は、そもそも保育要件がなく、保育が必要とはいえません。ただし育児休業中でも疾病や介護など他の要件がある方は、延長保育が必要と判断される場合があります。

4. 産前産後や求職中の場合は、延長保育の対象外か。

延長保育の利用は、延長保育時間帯に、保育が必要であることが要件です。産前産後や求職中の方も、例えば通院や面接の時間が延長保育の時間にあたるなど個別の事情により、延長保育時間に保育が必要であると施設長が判断できる場合は、延長保育の対象となります。

5. 標準時間認定の人は、誰でも延長保育を利用できるのか。

延長保育の時間帯に、保育を利用する要件のあることが必要です。

6. 保育標準時間認定(11時間)を受けていれば、どの時間帯であっても11時間以内の利用であれば、保育料の範囲で保育をうけられるのか。

保育標準時間認定であれば、施設が定めた保育時間(11時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。保育短時間認定であれば、施設が定めた保育時間(8時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

7. 早朝や夕方にかけて、8時間に満たないような働き方をしている保護者は短時間認定になり、延長保育料がかかるのか。

認定区分は、認定申請の際、保護者の方に短時間認定を希望するかを選択していただき、福祉保健センターが教育・保育給付認定の基準に照らし合わせ決定します。そのため、その保護者の方が標準時間認定になるか短時間認定になるかは個別の事情によります。

その上で、短時間認定となり、施設が定める保育時間(8時間)を超える利用がある場合には、延長保育の対象となります。

8. 短時間認定の人も全月もしくは11日以上の延長保育の利用は可能か。

利用することは可能です。その場合は施設が設定する保育時間(8時間)を超える時間帯が延長保育となります。なお、働く時間帯の変更など雇用状況が変わった場合は、区福祉保健センターにて教育・保育給付認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

9. 短時間認定の児童が保育時間(11時間)を超える延長保育を利用することはできるのか。

延長保育を利用する要件があれば、保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育を利用することができます。

なお、雇用状況の変更等により、働く時間帯が変わった場合は、区福祉保健センターにて教育・保育給付認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

10. 短時間認定の児童が延長保育を使うのはどのような場合なのか。

非定型的な超過勤務、シフト変更等が考えられます。その場合も事前に申し込みが必要であると周知しています。

11. 利用者が標準時間認定か短時間認定かはいつ分かるのか。

区福祉保健センターから送付する、施設・事業利用調整結果の書類に記載があります。

12. 標準時間認定と短時間認定の切り替えの手続きはどうするのか。

保護者の方に施設・事業所所在区の福祉保健センターで変更の手続きをしていただきます。

2 料金について

13. 料金設定はどのように行ったらよいか。

ガイドラインの金額を上限とします。その範囲内であれば日割り等の対応をしていただくことは可能です。

例えば、10日以内利用について1回（30分あたり）300円という料金設定とした場合、上限は30分あたり850円のため、1回目・2回目各300円、3回目は250円、4回目から10回目までは0円になります。

1回目	2回目	3回目	4～10回目	合計
300円	300円	250円	0円	850円

14. 延長保育料ガイドラインに示されている「30分あたり」とは、どのように考えたらよいか。

30分単位ごとに、利用日数を考えていただくようにお願いします。

例) 開所時間が7:00～20:00、標準時間が7:30～18:30の施設において、標準時間認定児童が7:00～7:30の時間帯を5回、18:30～19:00の時間帯を15回、19:00～19:30の時間帯を2回利用した場合、
7:00～7:30 850円（10日以内利用）
18:30～19:00 1,700円（11日以上利用）
19:00～19:30 850円（10日以内利用）
計 3,400円がガイドライン（上限）の金額となります。

15. 開所時間が30分単位でない場合、延長保育料はどうなるのか。

30分に満たない場合は30分との割合から按分してください。例えば15分延長の場合、15分あたり月額850円となります。ただし、延長保育従事職員雇用費は15分1単位とする利用実績により助成しているため、開所時間は、0分、15分、30分、45分の15分刻みで設定してください。

なお、利用時間が30分に満たない場合には、必ずしも按分する必要はありません。

16. 短時間認定の人の延長保育と、標準時間認定の人の延長保育は同じ料金か。

同じ料金です。30分あたり月額1,700円、30分あたり10日以内850円が上限になります。

17. 土曜日の開所時間を11時間未満としている場合に、標準時間認定の児童のお迎えが開所時間を超えた場合は延長保育料を徴収してもよいか。

11時間以内の利用であれば延長保育料は徴収しないでください。その場合の保育時間帯の設定は平日と同じと考えると考えてください。

標準時間認定児童は月～土曜日の11時間分の公定価格が適用されているためです。

18. 事前に申し込みがなく突発的に最大で利用可能な時間帯を超えた場合、保護者からの費用徴収は可能か。

事前に申し込みがないため、延長保育事業を利用する要件があっても施設長が延長保育の利用を承認した児童ではないので、延長保育事業の対象児童ではありません。

そのため、そのような場合の利用料金を定めており、事前に保護者に周知して理解を得ている場合、利用料金を徴収することは可能です。利用料金の設定は、保育士の人件費相当額等、合理的な積算にしてください。

月数回程度、突発的な利用の可能性がある保護者に対しては、延長保育の事前申し込みをご案内いただき、延長保育料ガイドラインの延長保育料の日割の設定をするなどの柔軟な対応もご検討ください。

19. 閉所時刻以降、さらに遅れる保護者からの費用徴収は可能か。

閉所時刻以降の保育は、延長保育事業としての助成対象外です。そのような場合の利用料金の取扱いは各施設で定めてください。実費相当分として各施設で料金を設定し、事前に保護者に周知して理解を得ている場合は徴収可能です。

20. 産休明け児等で、午後7時を超えて利用しているが、夕食の提供が適当でなく、ミルクの提供等により対応している場合、7,500円を徴収してもよいか。

ガイドラインの上限は7,500円ですが、1人あたりの実費額がそれより少ない場合は実費額となります。

21. 延長保育料の滞納者に対して、延長保育利用の解除はできるのか。

世帯の状況や滞納の期間等、個々に判断すべき事情も多いので、区役所にご相談いただく事項ですが、最終的には延長保育利用の解除もやむを得ないと考えております。

22. 第1子と第2子が別の保育所等に通っている。きょうだい児減免の対象か。

対象となります。（きょうだい児の考え方は利用料（保育料）と同一の考え方です。）きょうだい区分については、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

23. きょうだいい見減免対象者が、副食費徴収免除対象者のうち免除(A)(B)世帯あるいはAB階層世帯の場合、延長保育料はどうか。

両制度とも対象となります。

・減免無しの場合との延長保育料の比較

第2子の場合：(きょうだいい見減免 50%)×(A・B階層減免 50%)=25% (75%減免)

第3子の場合：(きょうだいい見減免 100%)×(A・B階層減免 50%)=0 (100%減免)

例 減免無し延長保育料1,700円の場合の第2子延長保育料

1,700円×50%×50%=425円

→保護者からの徴収額は420円(10円未満切捨)

24. E階層世帯の場合、減免はないのか。

延長保育料の減免はありません。C・D階層と同じ取り扱いになります。

25. 市外児童の場合、減免はどのように考えるのか。

2号認定児童については、市外児童の居住市町村の保育関係部署へお問い合わせのうえ、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に該当する場合は減免を適用してください。

3号認定児童については、各施設・事業者で、市外児童の保育料負担区分を把握できている場合は、その負担区分が横浜市のA・B階層(生活保護世帯または市民税非課税世帯)に該当するかどうかによって減免を適用してください。負担区分を把握していない場合は、市外児童の居住市町村の保育関係部署へお問い合わせください。

3 利用方法について

26. 間食・夕食は自宅で食べるという保護者からは、間食・夕食を提供しなくてもよいのか。

児童の健康を考慮し、適宜間食(おやつ)・夕食を提供することが前提ですが、保護者と施設との間で合意の上、間食(おやつ)や夕食を提供しないことはできます。

27. 急な残業等により突然申込を受けたものの、食事の用意が対応できないときは食事を出さなくてもよいのか。

保護者に食事を出さることができない旨を事前に説明してください。

4 延長保育事業の助成内容について

28. 開所時間が11時間の場合の延長保育事業の助成はどうか。

11時間開所するための基本的な経費は公定価格に含まれることから、延長保育事業の助成は、短時間認定の児童が保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用した場合の助成のみです。

29. 助成額はどのように計算するか。

施設に給付される助成額は次のようになります。

助成額=①+②-③

① 施設の開所時間や職員の雇用状況に応じて算定し施設に給付される「延長保育実施加算」等

② 児童の利用状況に応じて職員を雇用するための「延長保育従事職員雇用費」等

③ 保護者から徴収した延長保育料

30. 減免した分は市の助成対象か。

対象です。間食代・夕食代の場合、「A・B階層減免費内訳報告書」を請求書と合わせて提出ください。延長保育料の場合、報告書はありません。

31. 延長保育障害児等受入加算の要件について、事前に申し込みがなく、勤務先や移動手段の関係で突発的に延長になった場合に加算対象になるか。

延長保育事業は事前申し込みを原則としており、月11日以上の利用申込者を延長保育障害児等受入加算の対象とします。

32. 延長保育障害児等受入加算の要件について、半月以上利用申込者が対象だが、実績は半月に満たない場合に対象になるか。

あらかじめ職員配置等の対応が必要なことから、事前の利用申込が月11日以上であれば加算の対象とします。

3.3. 「朝夕等の児童が少数となる時間帯となる保育士配置に係る特例」は、どのような場合に適用できるのか。(※保育所・認定こども園・小規模保育事業A型に限る)

特例は、**国の配置基準**において、各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が2人を下回っている時間帯に限り、「子どもの数に関わらず保育士等を最低2人配置する」という要件について、保育士等のうち1人を保育士資格を有しない者(子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者(※)、家庭的保育者)とすることができま

(※:「保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者」とは、特例を適用する施設で、常勤(月160時間以上勤務)換算で保育業務に1年以上(=1,920時間以上)従事した経験がある者となります。なお、特例による従事を開始した日から1年以内に子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))を修了してください。)

なお、延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた**市の配置基準に基づき保育士を配置すること**としていますが、上記特例を適用することが可能です。

例1 特例の適用が認められる場合

必要な職員数は1.4人を四捨五入して、1人となり、特例実施後は、2人のうち1人は保育士資格を有しない者(子育て支援員研修修了者等)でも配置可能となります。

年齢	子どもの数 (①)	国の配置基準 (保育士1人あたり) (②)	必要な保育士数 (①÷②)	【参考】市の配置基準 (保育士1人あたり)
0歳児	2	3	0.6	3
1歳児	2	6	0.3	4
2歳児	2	6	0.3	5
3歳児	2	20	0.1	15
4・5歳児	4	30	0.1	24
	12		1.4	

例2 特例の適用が認められない場合

必要な職員数は1.5人を四捨五入して、2人となり、この場合は、特例実施後も、保育士2人の配置が必要となります。

年齢	子どもの数 (①)	国の配置基準 (保育士1人あたり) (②)	必要な保育士数 (①÷②)	【参考】市の配置基準 (保育士1人あたり)
0歳児	2	3	0.6	3
1歳児	2	6	0.3	4
2歳児	2	6	0.3	5
3歳児	3	20	0.1	15
4・5歳児	6	30	0.2	24
	15		1.5	

4 実費徴収に係る補足給付事業について【給付対象施設向け】

「実費徴収に係る補足給付事業（以下「補足給付」という。）」は子ども・子育て支援新制度施行に伴い平成27年度から新たに創設されました。

施設・事業者は、日用品、文房具等の購入に要する費用等について、利用者負担（保育料）とは別途、各施設・事業者において実費徴収を行うことが出来ます。この実費徴収額について、低所得世帯（生活保護世帯）を対象に費用の一部を補助する事業として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の一つです。

各施設において実費徴収を行う場合は、制度の趣旨をご理解の上、生活保護世帯の対象となる方へ下記の内容を案内し、実費分の軽減を行ってください。

施設から横浜市への請求方法の不明点については、給付担当までお問い合わせください。

1 事業概要

- ◆ 事業の対象施設は、給付対象施設です。
- ◆ 補足給付の対象者は生活保護世帯です。（＝1・2号認定子どもは副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」、3号認定子どもは利用者の負担区分がA階層）
- ◆ 助成金額
教材費・行事費等：基準額（1人あたり月額）2,500円 まで
- ◆ 施設・事業者は、実費徴収を行う際に、基準額分（補足給付額）を軽減して利用者から実費徴収を行います。
- ◆ 施設・事業者は軽減した金額について、毎月の給付費請求の際に横浜市へ請求します。
<例>
 - ・教材費が月額1,500円なら利用者からは徴収せず、1,500円を横浜市へ請求します。（基準額に満たないため）
 - ・教材費・行事費合計で月額4,000円なら1,500円を利用者から徴収し、2,500円（基準額）を横浜市へ、毎月請求します。（基準額を超える部分は本人負担）

2 補足給付の対象となる実費徴収費用

補足給付は、実費徴収の対象となるもののうち、**教材費・行事費等**が対象です。行事費等とは、保育・教育の提供に便宜を供するものとされています。

<補足給付の対象の一例>

補足給付の対象になる	補足給付の対象にならない
教材費、遠足費、制服など	給食費（主食費・副食費）、アルバムなど

※ 施設・事業者の備品・消耗品は対象になりません。施設・事業者が購入した保育・教育の提供に便宜を供するものに限りません。

※ 補足給付の対象の例は、別添QAの間17を合わせてご確認ください。また、その他の詳細事項についても、別添QAをご確認ください。

3 請求方法

施設・事業者は対象となる各児童の「補足給付確認書」を記載していただき、保護者に署名をもらいます。保護者から署名をもらった「補足給付確認書」及び実費徴収の内容と金額がわかる挙証資料を毎月15日までに提出してください。

4 請求月について

横浜市への補足給付の請求は、実費徴収を行う予定（もしくは行った）日が属する月に行います。例外については、別添QAの間19をご確認ください。
なお、市に提出いただく補足給付確認書には、保護者から署名をいただく箇所があるので、請求漏れがないようご注意ください。

(例)

・6月10日に遠足に行き、7月15日に遠足代として2,500円の実費徴収を行った場合、7月分の実費徴収の補足給付として補足給付確認書を作成し、横浜市へ2,500円の請求を行います。

5 挙証資料について

挙証資料は、請求物品等名称・金額・実費徴収予定（実施）月が明記されているものを提出してください。対象保護者は補足給付分の実費徴収が軽減となり、補足給付分の請求書は存在しないため、対象保護者以外に配布した請求書（提出時個人情報部分は黒塗り）や園だより、重要事項説明書等、確認できるものを提出してください。

6 HPの掲載場所

補足給付のHPの掲載場所は、横浜市トップページから事業者向け情報→業種分野別から選ぶ「子育て」→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について、の順にお進みください。

事業種別を選択すると、補足給付確認書やその記入例、QAが掲載されていますので、ご確認ください。

<URL> <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodatashien/shinseido/yoko/yoshiki/Rlyosiki.html>

- 実費徴収を行っている
- 「免除（A）」又は「A階層」の児童が在園している
→全て該当する場合は、
補足給付事業をご利用ください！

補足給付事業【給付対象施設向け】Q A

(1) 補足給付事業とは、どのような事業をいうのか。

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、地域子ども・子育て支援事業の1つで、新たに制度化した事業です。

国が定める公定価格やその他横浜市が支給する助成金等に含まれないもので、日用品・文房具等の購入に要する費用について、市町村の定める利用者負担額とは別に各施設事業者が実費徴収を行うことが出来ることとされています。この実費徴収額について、生活保護世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

(2) 補足給付の対象者は

対象者は、1号及び2号認定子どもは副食費徴収除外対象者のうち「免除(A)」、3号認定子どもは利用者負担区分階層が「A階層」にそれぞれ該当する、生活保護世帯の児童です。区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

(3) 助成される金額はいくらか

教材費・行事費等の基準額は一人当たり月額2,500円に設定されており、この基準額を上限に助成します。

(4) 保護者が支払う金額すべてが対象となるのか

対象となる費用は、実費徴収額のうち、教材費・行事費等です。

【参考】実費徴収できるものについての条例上の根拠

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第48号）

第13条4項

特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。(イ)において同じ。）
57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(5) 給食費（主食費・副食費）は補足給付の対象になるのか。

給食費（主食費・副食費）は補足給付事業の対象になりません。

(6) P T A会費や保護者会費も含まれるのか

含まれません。

P T Aや保護者会の運営に要する費用については、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用ではなく、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の規程に関する条例（平成26年条例第48号）第13条第4項の規定による費用に該当しないため、実費徴収に係る補足給付事業の対象となる実費徴収額には含まれません。

(7) 補足給付確認書のほかに添付書類（学証資料）は必要か

補足給付対象の請求物品等名称・金額・実費徴収予定（実施）月が明記されている書類が必要ですが、また、月割りの請求をする場合も、総額が分かるように金額が確認できる書類を送付してください。

【例】対象保護者以外に配布した請求書

※対象保護者以外個人情報については、黒塗りするなど見えない状態で提出してください。

・園だより、重要事項説明書等、実費徴収の内容がわかるもの

(8) 制服代や遠足代等、1年の中で金額に偏りがあるが、複数月で割ることは可能か

事業者の判断により、①一括で請求することも、②複数月で割ることも(分割)も可能です。
(下記【例】参照)

②分割で請求する場合は12か月で割るのではなく、最短期間で請求が終わるように計算してください。また、QAの間18と同じ考え方で、実費徴収日(口座引き落とし日)が属する月が分割の開始月になります。

なお、補足給付事業の制度を踏まえ、対象保護者の負担軽減をご配慮のうえ請求していただきますようご注意ください。

【例】 制服代12,000円の実費徴収

- ① 制服代12,000円全額を4月に実費徴収する場合
補足給付額は上限金額である2,500円、保護者負担金額は9,500円
- ② 制服代12,000円を複数月で割って実費徴収する場合
 - ・4～7月までは上限金額2,500円の実費徴収
(4か月×2,500円=10,000円。補足給付上限額の請求となります。)
 - ・8月は2,000円の実費徴収
 - ・すべての月で保護者負担金額は0円

(9) 何年かにまたがって分割することは可能か

最長でも年度内(最大12か月)の中で補足給付と実費徴収の清算を行ってください。
なお、例として、35,000円の教材費等の実費徴収があった場合、上限金額2,500円×12か月=30,000円となり、5,000円の残金が生じてしまいますが、翌年度の請求に回すことはできません。この場合、5,000円は保護者負担金額としてください。

(10) 「補足給付確認書」の補足給付額・保護者負担額③～⑥の計算方法が分からない

補足給付額の上限金額より実費徴収額が低い場合は、実費徴収額が補足給付額となります。また、保護者負担額は実費徴収項目の合計金額から補足給付額を引いた額であり、マイナスにはなりません。

以下で、例を示します。

【例】

- ・教材費等③3,000円の場合
補足給付額④は2,500円、保護者負担額⑤(③-④)は500円(=3,000円-2,500円)
- ・教材費等③1,000円の場合
補足給付額④は1,000円、保護者負担額⑤(③-④)は0円(=1,000円-1,000円)

(11) 代表者名は理事長名・園長名どちらを書けばいいか

どちらの名前を書いていたいただいても問題ありません。

(12) 補足給付の請求ソフトではどの項目に該当するか

「その他」が該当の項目です。該当児童の請求明細書(児童)に補足給付額(「補足給付確認書」の⑥欄の額)を入力してください。

(13) 年度途中で退所した児童の補足給付はどうか。残りのお金は保護者からもらえないのか

分割で実費徴収を払っていた場合、最終月に残りの実費徴収額全額の支払いを保護者に依頼してください。その際の補足給付額は上限金額(2,500円)の支払いとなります。

(14) 年度途中で副食費徴収免除制度の区分及び保育料の階層が変わった児童の給付はどうか

副食費徴収免除制度の区分が「免除(A)」から「免除(B)」から「免除」に変わった児童及び、保育料の階層がA階層からB・C・D階層に変わった児童は、(13)と同様です。最終月に残りの実費徴収額全額の支払いを保護者に依頼してください。

また、「免除(B)」から「免除」に変わった児童及び、B・C・D階層からA階層に変わった児童に対しても当該月から補足給付をお支払いします。途中入所であっても給付対象です。

1・2号		3号
免除(A)	A階層	←補足給付の対象者
免除(B)	B階層	
免除	C階層	
	D階層	
	E階層	

(15) 月途中で退所した児童の補足給付は日割り計算するのか

日割り計算はしません。途中退所、「免除(A)」から「免除(B)」から「免除」に、「免除」からB・C階層へ、「免除(B)」から「免除」に、「免除」から「免除(A)」へ、あるいはB・C階層からA階層へ変更した場合でも補足給付のお支払いをします。

(16) 補足給付確認書はコピーして保管する必要があるか

補足給付確認書を2部コピーしていただき、原本は市に送ってください。コピーしたものは、施設・事業者と保護者で保管していただくようお願いいたします。施設・事業者側では5年間保管してください。

(17) 補足給付の対象となるものは具体的にどのようなものか

補足給付は、実費徴収の対象となるものうち、行事費等が対象です。行事費等とは、保育・教育の提供に便宜を供するものとされています。具体的には例示を参考にしてください。

【参考】 給付の対象

- ・施設・事業者の備品や消耗品は対象にはなりません。
- ・施設・事業者が「指定して保護者が購入した物品」は対象になりません。
- ・施設・事業者が購入した「保育・教育の提供に便宜を供するもの」に限ります。

補足給付の対象の例

補足給付の対象になる	補足給付の対象にならない
スモック 絵本 寝具代 教材費 オルガン・カステネット 衣類 ゴム印 IDカード(追加分) 名札 防災頭巾 防災靴 クレパス のり はさみ 鉛筆 マーカー 自由画帳 連絡帳	補食代(主食費・副食費) 写真 アルバム DVD 実費徴収の対象にならない 施設整備寄付金 PTA会費 プールレッスン料 英語レッスン料 延長保育料 一時預かり保育料

(18) 行事実施日と実費徴収日(口座引き落とし日)が異なる月の場合、どちらの月の補足給付として請求するのか。

実費徴収日(口座引き落とし日)が属する月の補足給付として請求する必要があります。補足給付は実費徴収に対して発生するためです。

- 例) 4月に遠足を実施し、6月に集金した場合。
 → 6月分の実費徴収に対する、6月分の補足給付となります。

(19) 当該年度に使用するものの実費徴収について、前年度3月、もしくは翌年度4月に実費徴収している場合、補足給付の対象にできないか。

当該年度に使用するものの実費徴収のなかで、当該年度外に実費徴収せざるを得ないものに関してのみ、当該年度内の最も近い月に合計して補足給付の請求ができます。そのため、前年度3月に実費徴収を行う場合は当該年度の4月分、翌年度の4月に実費徴収を行う場合は当該年度の3月分の補足給付として請求します。

(20) 年度内に請求漏れが発生した場合は、どのようにすればよいか。

年度内に請求漏れが発生した場合は、該当月の補足給付を請求していただく必要がありません。その場合は、(7)の挙証資料の日付をご確認いただき、当該月の補足給付を請求することができます。

なお、市に提出いただく補足給付確認書には、保護者から署名をいただく箇所があるので請求漏れがないようご注意ください。

横浜市 補足給付確認書

横浜市長

例

年 月 日
 事業種別
 施設名称
 住所
 代表者名
 担当者名
 電話番号

印

() () ()

年 月 分の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名 (号認定) (歳)

項目	() / ()	() / ()	() / ()
鉛筆	400	400	400
クレヨン	600	600	600
遠足費	1,500	4,500	4,500
合計	④	2,500	2,500

※一括払いではなく分割払いにした場合に記入してください。

② ①で合計した金額(④)をもとに補足給付額・保護者負担額を計算

補足給付額 2,500 (円)

※④は④と上限2,500円を比較して低い金額を記入してください。

※⑤の金額が市への請求額と相違ないか確認してください。

保護者負担額 0 (円)

※マイナズにはなりません

保護者から日付及び署名をいただいでください。

年 月 日 (保護者自署)

〈添付書類〉実費徴収した項目と金額が分かるもの

横浜市 補足給付確認書

横浜市長

年 月 日
 事業種別
 施設名称
 住所
 代表者名
 担当者名
 電話番号

印

() () ()

年 月 分の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名 (号認定) (歳)

項目	() / ()	() / ()	() / ()
教材費等			
合計	④	0	0

※一括払いではなく分割払いにした場合に記入してください。

② ①で合計した金額(④)をもとに補足給付額・保護者負担額を計算

補足給付額 0 (円)

※④は④と上限2,500円を比較して低い金額を記入してください。

※⑤の金額が市への請求額と相違ないか確認してください。

保護者負担額 0 (円)

※マイナズにはなりません

保護者から日付及び署名をいただいでください。

年 月 日 (保護者自署)

〈添付書類〉実費徴収した項目と金額が分かるもの

横浜市長 補足給付確認書

年 月 日

事業種別

施設名称

住所

代表者名

担当者名

電話番号

印

例2

㊸が上限金額(2,500円)より低い場合

年 月 日 分の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名 (学籍認定番号) (号認定) (歳)

①補足給付対象の実費徴収項目		(月) / (日) ※	(円) / 総額	(円)
鉛筆	項目	(月) / (日) ※	400 (円) / 総額	400 (円)
クレヨン	項目	(月) / (日) ※	600 (円) / 総額	600 (円)
教材費等 (1・2・3号認定)	項目	(月) / (日) ※	総額	(円)
	項目	(月) / (日) ※	①合計を出す	(円)
	項目	(月) / (日) ※	(円) / 総額	(円)

※一括払いではなく分割払いにした場合

② ①で合計した金額(㉑)をもと

②2,500円と比較して ㉑(1,000円)が低い

ので、㉒欄には、㉑(金額)を記入。

補足給付額 (上限2,500円) ㉒

㉒ 1,000 (円)

※㉒は㉑と上限2,500円を比較して低い金額を記入してください。

※㉓の金額が市への請求額と相違ないか確認してください。

保護者負担額 ㉓-㉒

教材費等 ※マイナースにはなりません

0 (円)

年 月 日 分の実費徴収の補足給付について、確認しました。

(保護者自署)

様

横浜市長 補足給付確認書

年 月 日

事業種別

施設名称

住所

代表者名

担当者名

電話番号

印

例1

㊸が上限金額(2,500円)と同じ場合

年 月 日 分の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名 (学籍認定番号) (号認定) (歳)

①補足給付対象の実費徴収項目		(月) / (日) ※	(円) / 総額	(円)
鉛筆	項目	(月) / (日) ※	400 (円) / 総額	400 (円)
クレヨン	項目	(月) / (日) ※	600 (円) / 総額	600 (円)
遠足費	項目	(1 月) / (4 日) ※	1,500 (円) / 総額	5,000 (円)
教材費等 (1・2・3号認定)	項目	(月) / (日) ※	総額	(円)
	項目	(月) / (日) ※	①合計を出す	(円)
	項目	(月) / (日) ※	(円) / 総額	(円)

※一括払いではなく分割払いにした場合

② ①で合計した金額(㉑)をもと

②2,500円と比較して ㉑(2,500円)も同金額

のため㉒欄には2,500円

を記入。

補足給付額 (上限2,500円) ㉒

㉒ 2,500 (円)

※㉒は㉑と上限2,500円を比較して低い金額を記入してください。

※㉓の金額が市への請求額と相違ないか確認してください。

保護者負担額 ㉓-㉒

教材費等 ※マイナースにはなりません

0 (円)

年 月 日 分の実費徴収の補足給付について、確認しました。

(保護者自署)

様

横浜市長 補足給付確認書

年 月 日

事業種別

施設名称

住所

代表者名

担当者名

電話番号

印

例3

㊟が上限金額(2,500円)より高い場合

年 月 日の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名 (学籍認定番号) (号認定) (歳)

①補足給付対象の実費徴収項目		合計
項目	(か月目) / (か月目) ※	④
鉛筆	400 (円) / 総額 400 (円)	①合計を出す 6,000 (円)
クレヨン	600 (円) / 総額 600 (円)	
遠足費	5,000 (円) / 総額 5,000 (円)	
教材費等 (1・2・3号認定)	(か月目) / (か月目) ※	
	(か月目) / (か月目) ※	
	(か月目) / (か月目) ※	
	(か月目) / (か月目) ※	

※一括払いではなく分割払い
② 2,500円と比較して ㊟(6,000円)が高いので、㊦欄には、2,500円を記入。

補足給付額	教材費等 (上限2,500円)	㊦	2,500 (円)
保護者負担額	教材費等 ※マイナースにはなりません	㊟-㊦	3,500 (円)
合計		㊟	6,000 (円)

※㊟は㊟と上限2,500円を比較して低い金額を記入してください。
※㊦の金額が市への請求額と相違ないか確認してください。

年 月 日の実費徴収の補足給付について、確認しました。

保護者自署 (保護者自署)

年 月 日

様